

平成27年第19回教育委員会定例会
(11月17日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成27年11月17日(火)午後2時10分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	垣 内 恵美子
委員長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	山 田 安 宏
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	曲 山 裕 通

○日 程

日程第1 議案審議

第69号議案 東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第70号議案 東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第71号議案 東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第72号議案 東京都台東区立図書館館則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1)庶務課（事務局副参事）

- ア 蔵前小学校改築基本設計について
- イ 蔵前小学校改築に伴う仮校舎への通学の安全確保について

(2)学務課

- ウ 区立中学校選択制度の最終選択状況について
- エ 平成27年度台東区健康づくり努力児童表彰について

(3)児童保育課

- オ 就学前教育・保育施設の開設予定時期の変更について
- カ 柳北保育室の延長について
- キ 康保会保育園の仮園舎について
- ク 保育の質の向上に対する補助金について
- ケ 平成28年度以降の児童館における児童の居場所づくりについて

(4)教育改革担当

- コ 学びのキャンパス台東 アクションプラン（中間のまとめ）

(5)生涯学習課

- サ 社会教育施設等における使用料改定等について

(6)青少年・スポーツ課

- シ 台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場及び駐車場の使用許可申請について
- ス 体育施設の事前使用承認について

2 報告事項

(1)庶務課

- ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について
- イ 後援名義の使用について

(2)学務課

- ウ 平成27年度学校保健関係表彰について
- エ 平成28年度区立幼稚園及び区立こども園の申込状況について

(3)青少年・スポーツ課

- オ 平成28年「台東区新成人を祝う会」実施概要について

(4)中央図書館

- カ 台東区立図書館の年末年始の休館日等の変更について

3 その他

午後2時10分 開会

○垣内委員長 ただいまから、平成27年第19回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、樋口委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それではここで、傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。-

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

〈日程第1 議案審議〉

第69号議案

○垣内委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いいたします。

はじめに第69号議案を議題といたします。

学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、第69号議案、東京都台東区立小中学校等の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、提出するものでございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正につきましては、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる被用者年金一元化法の施行に伴いまして、所要の改正を図るものでございます。具体的には、本条例では学校医等が公務災害を受けた場合の補償として、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金といういわゆる年金たる保証というものを定めております。これらの年金たる補償の額につきましては、条例に定める補償基礎額をもとに算出しておりますが、これらの年金の給付を受ける学校医等に、厚生年金保険法に基づく障害厚生年金や遺族厚生年金等が支給される場合は、その補償年金額を調整することをこの本条例付則第7条新旧対照表にお示ししている条文でございまして、この第7条を定めさせていただいております。

冒頭申し上げましたとおり、本年10月から被用者年金一元化法の施行に伴いまして、厚生年金と共済年金が一元化されることを受けまして、同法施行後も同法施行前の厚生年金保険法や、各共済組合法等に係る規定が適応されるよう、付則7条の規定の整備を図っているものでございます。

新旧対照表の2枚目をご覧ください。3ページ目になりますが、付則でございます。本条例の施行は公布の日から施行するものでございます。なお、本区におきましては、平成14年度の都からの事務移管以降、本条例の適応を受けたケースはございません。

恐れ入りますが、議案本文1枚目の裏面をご覧ください。

教育委員会といたしましては、本条例改正案に異存ない旨、回答させていただくものでございます。

第69号議案についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおり決定いただきますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第69号議案については、原案どおり決定いたしました。

第70号議案

第71号議案

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(5) 生涯学習課 サ

○垣内委員長 次に、第70号議案を議題といたします。

なお、関連する第71号議案及び教育長報告の協議事項、生涯学習課のサについても一括して議題といたします。

生涯学習課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 それでは、第70号議案、東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例の意見聴取について、第71号議案、東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例の一部を改正する条例の意見聴取について及び協議事項のサ、社会教育施設等における使用料改定等についてご説明いたします。

最初に、社会教育施設等における使用料改定等についてご説明をいたします。資料11をご覧ください。

まず、項番1、社会教育施設等における区外利用の導入についてでございます。稼働率の向上及び歳入確保の観点から、施設の空き状況の確認等が可能な区内公共施設予約システム導入施設を対象とした、区外利用の導入に伴い、既に区外利用を導入しております生涯学習センター内、学習館の会議室等に加え、新たに、社会教育センター、社会教育館に導入をしております。

施設利用に当たっての予約受付開始時期は、区内利用優先の観点から利用日の1カ月前の2日からいたします。

区外利用の使用料につきましては、生涯学習センター、社会教育センター、社会教育館ともども、これまでの5割増しとし、使用料の改正を図ります。

また、この機会を捉え、従来休館日であった10月28日、1月4日を開館日として、利用機会の拡大を図ります。そのため、第4回区議会定例会に関係条例の一部改正の議案を提出し、平成28年度より導入してまいります。

社会教育施設等における使用料改定等についてのご説明は以上でございます。

次に、第70号議案についてご説明いたします。

本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29号の規定に基づき提出するものでございます。ただいまご説明をいたしましたとおり、区外利用の使用料を改定するためのものでございます。

新旧対照表をご覧願います。

そのため、下線の部分のとおり改正をいたします。

付則をご覧いただきまして、施行期日でございますが、4月分のご利用の受付は平成28年2月1日から始まりますところから、平成28年2月1日を施行日としております。

第70号議案のご説明は以上でございます。

次に、第71号議案についてご説明をいたします。

同様に、本議案の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。改正は条例に定めます休館日を改正するとともに、区外利用導入に必要な規定を定めたものでございます。

新旧対照表をご覧願います。下線のとおり改正をいたします。

第71号議案の説明は以上でございます。つきましては、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

区外利用はどのくらいを見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○生涯学習課長 社会教育館、社会教育センターにつきましては、これからというところでございますが、生涯学習センターは既に導入しておりまして、その割合は1割程度でございますので、同等あるいはもう少し低いかなという感触がございます。

○高森委員 区内利用優先ということですが、区内の利用者は何カ月前からですか。

○生涯学習課長 3カ月前の一日からご利用いただくというようになっております。

○高森委員 差別化が図られているわけですね。

○生涯学習課長 はい。

○垣内委員長 ほかがございませんか。

(なし)

○垣内委員長 これより、採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第70号議案及び第71号議案については、原案どおり決定いたしました。

また、教育長報告の協議事項、生涯学習課のサについても、協議どおり決定いたしました。

第72号議案

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(4) 中央図書館 カ

○垣内委員長 次に、第72号議案を議題といたします。

なお、関連する教育長報告の報告事項、中央図書館のカについても一括して議題といたします。

中央図書館長、説明をお願いいたします。

○中央図書館長 第72号議案、東京都台東区立図書館館則の一部を改正する規則についてご説明をさせていただきます。

議案の説明に先立ちまして、報告事項のカにございます、台東区立図書館の年末年始と休館日等の変更について、関連いたしますので、こちらから先にご説明をさせていただきます。資料の19でございます。

この度の規則の改正は、年末年始の開館日を増やすことによりまして、ご利用者の機会拡大を図ろうとするものでございます。

それでは、項番1、変更の内容についてでございます。対象となります施設は、中央図書館を除く、根岸・石浜図書館及び浅草橋分室及び同谷中分室でございます。

変更する内容については2点ございます。

(2)でございます。12月28日の仕事納めの日は、現在午後5時で閉館をしておりますが、これを各館とも平日の営業時間に合わせるものでございます。

次に(3)でございます。1月4日仕事始めの日ですが、現在休館日となっておりますところを、開館日といたします。なお、開館時間につきましては、通常よりも1時間遅れの午前10時30分からと考えてございます。

項番2は周知方法でございます。資料にございますように、ポスター掲示、あるいは図書館カレンダーによる周知のほか、広報たいとう、ホームページ等によって周知をしております。

項番3、今後のスケジュールでございます。本日ご審議をいただきまして、区議会には12月10日の区民文教委員会に報告をしております。この規則の施行日は、平成28年4月1日からでございます。

それでは、議案の新旧対照表をご覧ください。

第5条でございます。こちら休館日の規定でございます。第2項の(2)右側、現行の規定でございますが、休館日が1月4日までとなっておりますが、これを改正案で、1月3日までとしています。つまり、1月4日は開館をするということでございます。

下の表に移っていただきまして、別表1でございます。

開館時間についての規定でございます。まず根岸図書館のほうをご覧ください。12月28日の開館時間に変更になりますので、この28日、5時までというのは日曜日だけになりますので、12月28日という記載が消えて、この日の運営時間については月曜日から土曜日までのところに含まれるということでございます。

それから、1月4日の開館時間については新規として掲載されてございまして、午前10時30分から開館ということでございます。なお、閉館時間は館ごとに異なっておりますので、それぞれの記載でございます。付則は施行日についての記載でございます。

簡単でございますが、報告は以上でございます。ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 これまでの開館日の状況で、特に区民の方々から要望あるいは批判等、指摘などはありましたか。

○中央図書館長 中央図書館については、年内は12月30日まで、新年については1月3日から開いておりますので、こういったところをご利用いただくところでございますが、利用についてはいろいろとご意見等もいただいているところでございますので、それに対して、こちらのほうとして利用の拡大につながればと考えてございます。

○垣内委員長 場合によると1日増えて、少し時間も増えるということですが、これによってどのくらい利用が向上する見込みなのかということと、あわせて人員の配置も必要になるかと思いますが、その辺りの工夫された点があれば教えていただけますか。

○中央図書館長 利用者数については、ほぼ平日程度の人数が増えるのかなというところで見越して、今のところ想定をしているところでございます。特に、多く来るかどうか、中央図書館の動向を見ますとそれほどたくさんの方が初日に見えるという動向はないので、通常どおりぐらいの人数かなと考えてございます。

それから、もともと12月28日、それから1月4日とも職員は出勤を实はしておりますので、シフトの変更で対応ができるものですから、そこのところは運営上の支障というのは大きく生じないものと考えてございます。ただ、窓口業務がありますので、委託業者の方には人数を多く用意をいただくということが今後出てくるところで、予算もその辺りは反映させた金額で今回、予算要求をさせていただきました。

○垣内委員長 ほかがございませんか。

(なし)

○垣内委員長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、第72号議案については、原案どおり決定いたしました。また、教育長報告の報告事項、中央図書館の力についても、報告どおり了承を願います。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1)庶務課(事務局副参事) アイ

○垣内委員長 それでは、教育長報告の協議事項、庶務課事務局副参事のアイについて、事務局副参事、説明をお願いします。

○事務局副参事 それでは、まず蔵前小学校改築基本設計についてご説明をいたします。資料1をご覧ください。

はじめに、項番1、基本方針でございます。今回の改築に当たりましては、設計の基本方針として資料にございます(1)から(3)までの3点を蔵前小学校改築基本構想・基本計画の中で定めてございます。この基本方針にのっとり設計作業をこれまで進めてまいりました。今回その設計作業におきまして、平面プランがまとまりましたのでご報告をさせていただきます。

資料の項番2、施設概要をご覧ください。

まず、(1)の敷地概要でございますが、こちらは現在の蔵前小学校の敷地、約3,784平米でございますが、こちらに建てます新校舎の建物の概要でございますが、構造は鉄筋コンクリート造、地上4階建、一部5階になります。こちらを予定してございます。

(3)の主要室の構成でございますが、普通教室22室をはじめといたしまして、こちらも基本構想基本計画の中で設定をしてございました各室を用意してございます。

(4)の建築面積につきましては、約2,612平米を予定してございます。建ぺい率は69.0%でございます。それから、延床面積につきましては約8,964平米、容積率にいたしまして236.9%となっております。

(6)の配置・平面図につきましては、お手数ですが1枚おめくりいただきまして、2枚目のA3の平面図をご覧くださいと思います。こちらを使いまして、今回の設計の特徴を何点かご説明させていただきます。

まず、普通教室でございます。平面図につきましては、左下のところが1階、そこから右に2階・3階、上の段、左上が4階、さらに屋上の校庭となっております。こちらの下段の真ん中2階のところから4階のところまでこちらに普通教室を南側に集めてございます。オープンスペースとセットにしまして、また、学年ごとのまとまりを重視したクラスター型と言われる形をとってございます。

それから、職員室や校長室などにつきましても、下段中央2階の平面図になりますが、2

階の左上、北西部分のところになります。こちらに一括して集めた配置をしていただきます。これによりまして、低学年の児童の各教室及び特別支援学級の児童にも目が行き届きやすいように考えた配置でございます。

それから、3階、4階のところには屋内運動場として体育館が入っております。こちらにつきましても、バスケットコートを確認しながら、さらに音楽室、こちらとの位置関係、3階のちょうど西側のところになりますけれども、こちらに配置した音楽室とのアクセスをよくするような形をとりまして、蔵前小学校で活発に行われております音楽活動などにつきましても利便性を図っているところでございます。

それから、上の段、真ん中の屋上のところに校庭を設置してございます。こちらにつきましても、基本構想の中で約1,900平米の校庭を用意し、50メートル直線のコースを設定したいということで設計を進めました。現在の計画では、屋外運動場約2,000平米、50メートルの直線コースも対角線上にはなりますけれどもとれるような形で設計してございます。

それから、プールにつきましても、1階の左下になります。今の校庭の南西側の部分になります。こちらの地上に設置を予定してございます。床を可動式のものとしまして、プール指導を行わない時期につきましても、この床を上げることによってグラウンドレベルのフラットな状態にして、隣に設ける予定のプレイロットと呼んでおります小さな校庭と一体的に活用ができるよう工夫してございます。

全体の面積につきましても、先ほどお話しいたしました、現在の平面図の右上のところになります。延床面積が約8,900平米となっております。こちら当初の基本構想・基本計画では約8,000平米で考えてございましたが、実際に1階部分の昇降口から通り抜ける部分の通路、この辺りの導線の確保ですとか、一般開放する際の区画等の関係、こういったところの部分と災害時に備えた機械室等の位置を5階部分のほうに一部持っていたり、そういったところの工夫を後ほど加えた関係で若干広めの数字となっております。

お戻りいただきまして、1枚目の項番3、今後の予定でございます。11月25日の政策会議に諮りました後、12月10日の区民文教委員会にて、この設計案について報告をしていく予定でございます。

以上、1点目の基本設計についてのご報告でございます。

続きまして、蔵前小学校改築に伴う仮校舎への通学の安全確保についてご説明をいたします。資料は2をご覧ください。

はじめに、項番1の目的でございます。今回の改築に当たりまして、仮校舎を旧柳北小学校とすることから、新たに通学路の設定が必要になり、またここでの通学路の安全の確保と、それから通学距離が延びますため、この延伸に伴う児童の負担及び保護者の不安を解消するために仮校舎への通学の安全確保策を実施してまいるのでございます。

次に、項番2の対応策でございます。

まず、対応策の1点目として、(1)交通誘導員の配置を考えてございます。こちらにつきましては、仮校舎への通学路に交通誘導員の登下校時配置をいたしまして、徒歩で通学する児童の安全確保を図ってまいるのでございます。配置場所の想定といたしましては、現在の蔵前小学校の学区を外れる部分の、主に蔵前橋通りのところを中心に、交差点等を含め3カ所程度を想定してございます。配置時間につきましては、登下校時それぞれに配置の予定でございます。

それから、2点目といたしまして、循環バス「めぐりん」の活用でございます。仮校舎から一定の距離以上の地域に居住する低学年の児童を対象に、循環バス「めぐりん」の乗車券を支給いたしまして、登下校の手段として活用していただくものでございます。対象といたします児童につきましては、蔵前小学校学区のうち、仮校舎から遠いエリアになります蔵前の2・3丁目、寿1・2丁目、元浅草3・4丁目といったところに居住する低学年の児童を中心に考えてございます。そのほか、特に必要があると認められる児童につきましても対象として含める予定でございます。

②の利用路線でございますが、登校時につきましては、来年1月に開業を予定しております、外周を回るぐるーりめぐりん、それから下校時につきましては、現在既存で走っております南めぐりんを活用していく予定でございます。

それから③の安全管理でございますが、特に登校時になりますが、児童が利用を予定している停留所といたしまして、ぐるーりめぐりんの大江戸線蔵前駅の停留所、それから三筋児童遊園の停留所、この2カ所を想定してございますが、この2カ所につきまして教育委員会及び学校PTAで児童の安全管理及び乗降管理を行ってまいるのでございます。

続きまして、項番3の今後の予定でございますが、こちらにつきましても11月25日の政策会議に諮らせていただいた後、12月10日の区民文教委員会にて報告をしてまいるのでございます。その後、学校・保護者についての説明会等実施していく予定でございます。

簡単でございますが、以上2点につきまして、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、庶務課（事務局副参事）のAについて何かご質問はございませんか。

○樋口委員 2階部分と3階部分のオープンスペース部分の両端が、普通教室がいわゆる対面になっているんですね。これは教育としていかがなものかと私は思っているのですが。台東区の小学校の中でこういう使い方はないと思います。なので、もしかしたら一方はふさいで防音にすべきかと。柏葉中学校のように廊下のある場所でないと、従来のオープン型だと果たして児童は授業に集中できるかという問題があると思いますが。

○事務局副参事 樋口委員のご指摘のとおり、こちらにつきましてはオープンスペースを挟んで対面にする形になってしまいます。説明が不足しておりましたが、この各教室につきましては、オープンスペースと隣接しているところの部分、ここに引き戸式の稼働間仕切りを設定していく予定でございます。

ご指摘のありましたように、例えば対面している状況で一定の音の出る授業をしなければならぬ場合につきましては、適宜クローズにできる形をとりますので、それで実際の授業に使っていただければと考えているところでございます。

○樋口委員 プールの深さは大丈夫ですか。稼働式で床が上がってくるということは相当地が薄くなるわけですね。その辺りは事故など無いよう注意をしてください。

○事務局副参事 こちらのプールにつきましては、稼働式の床ということを想定してございます。これによりまして、学年によって水深の調整もできるようになりますので、効率的な利用が図れるというメリットもございます。

ご指摘のありましたように、運用上、一定の注意をしていくことは必要と思いますので、ここは学校ともよく相談をしていい形で使えるように確認したいと思います。

○垣内委員長 1点確認ですが、これは地域の拠点にもなりますし、学校の先生方もお使いになる当事者ですので、関係者には事前にもう既にコンセンサスは得ていらっしゃるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局副参事 実際にこの設計の作業、絵を描く作業に入る前の段階で学校それから在校生の保護者、それから地域の関係者につきましても、学校運営連絡協議会の委員などを通しまして一定の意見を集めた上で、それを踏まえた設計作業に入っています。また、このレイアウトにたどり着く前の段階で、一度そういった方々にご意見をいただきまして、それも取り入れられるものについては反映させたものとして今ご提示をさせていただいているとご理解いただけたらと思います。

○末廣委員 確認ですが、この改築工事はいつ始まって、完成はいつなんですか。

○事務局副参事 工事予定でございますが、改築につきましては、まずは現校舎の解体工事がございまして、こちらは来年度の9月から解体に着手してまいる予定でございます。実際に解体工事にはそのまま来年度いっぱいぐらいの工期が必要になりますので、その解体工事の完了後改築工事に着手していく予定でございます。

必要な工期の正確なところではございませんが、今のところではこの規模であれば18カ月前後を予想してございますので、平成30年の年末ぐらいを目標に想定をしてございます。

○高森委員 運動場のことについて2点ほどご質問です。先ほど樋口委員がオープンスペースを向かい合っている教室に関して心配されましたが、3階、4階吹き抜けになっていまずけれども、運動場での子供たちの声や指導する先生方の声は、教室のほうには入らない工夫になっているのでしょうか。

もう一つは、屋外運動場ですが、恐らく運動会は晴天の場合はこの屋外運動場、雨天等の場合は屋内運動場を使うことになると思いますけれども、児童たちの待機できるスペースを確保できるのか、あるいは保護者等の観覧席が確保できるのか、その辺りはどのようなお考えをお持ちか、伺いたいと思います。

○事務局副参事 まず、1点目の屋内運動場の音の問題でございますが、こちらにつきましては、確かに懸念される場所ということで我々も当初から検討してございます。実際

に屋内運動場につきましては、建物の中ではございますけれども、この図面上もあります。周りに廊下を配置すること、それから実際に構造上一定の強度を出さなきゃいけないということで、その辺りのところでしっかりとした構造物でこの壁をつくっていくところもございますので、音につきましてもあわせて防音もできるようなことで対応していく予定でございます。

それから、2点目の運動会等ですが、やはりこの屋内運動場は先ほど申し上げたように約2,000平米という面積がとれる方向で設計を進めてございますけれども、実際に現在の地上の校庭より広くはなりますけれども、全児童、それから全児童に伴う保護者の方といったことで人数を考えますと相当数が同時に集うということになります。そうしますと、なかなかやはりこの面積で全て収納できるかというところも困難なところはあるかと思っております。

これにつきましても、これまでも学校長、それからPTAの関係の皆さんともお話をしているところではございますが、運動会自体の実施方法というのも必ずここで実施するのがよいのか、あるいは、他にいいやり方があるのであればもちろん当該校の校庭でというのもいいとは思いますが、その辺りのところも含めて検討を学校ともども今しているところでございます。

○樋口委員 児童にプラスして300人、400人が予定されますよね。これがもしこの最上階で何かあった場合の避難を考えたら、運動会は別の場所で、屋上で運動会をやるというのはなかなか考えにくいと思います。それは指導の段階でしたほうがいいと思いますよ。一斉に逃げるとなったら無理だと思うんですよね。

○事務局副参事 樋口委員のご指摘のとおり、確かにこの限られたスペースに大勢の人がというのは難しい部分はあるかと思っております。そこにつきましては、学校と実際どういった形で運営できるか、その大多数が一気に集うという形をとらない方法がもしできるのであればというところで、この設計のところも含めてまた活用方法は検討したいというふうに考えてございます。

○庶務課長 これは設計の段階から学校やPTA、それから地域からもいろいろなご意見をいただいて考えているところではございます。ただ、今、樋口委員がおっしゃいました運動会につきましては、現行の校庭でも、今、蔵前小の児童が約500人近くいる状況でございます。その500人の児童が最初の準備体操をやって広がるだけでももう校庭いっぱいになって、保護者の方々が観覧する場所がないというような状況でございます。

この屋上の運動場も将来の児童数の増を見越してつくってはおりますけれども、恐らくこれから700人規模まで児童数が膨らんで、それにつれて当然保護者も増えるという状況を考えますと、この屋外の運動場で一堂に会して運動会を実施するというところはなかなか現実的には厳しいものがあるのではないかと、樋口委員がおっしゃいましたように、避難の問題等もございまして、子供たちの待機の問題、エレベーターの設置はしてございますけれども、大量の、1階から屋上までの動きということも考えますと、ちょっとここで一括して運動会をやるというのは厳しいのではないかと、この見方も学校やPTAも実際のところ

持っているところでございます。

その話は、私ども庶務課も副参事のほうも受けておりまして、学校やPTAとは例えば、リバーサイドスポーツセンターを使用する、あるいは近隣の浅草中学校をお借りするとか、そういうような方向で運動会については考えていくほうが現実的なのではないかという、今そういう検討をさせていただいているところでございます。

○垣内委員長 入学式や卒業式は問題ないでしょうか。

○事務局副参事 現在もそうだと思いますけれども、屋内運動場、体育館を活用して式典は行うことになるかと思えます。現在でも面積を大きくとらせていただいておりますので、人数が多少増えてくるところはございますけれども収容は可能と考えております。

○和田教育長 小学校、中学校の改築というのは近年台東区ではなかった例ですけど、直近で建設した小学校などは非常に意匠に工夫を凝らして特徴的な建物になっているかと思えます。今回この蔵前小についても、いろいろご意見はあるかと思えますけれども、その意匠について何か現在進行中の考えあれば教えてください。

○事務局副参事 本日もご提示させていただいたのはあくまでも平面のレイアウトということにとどまっておりますけれども、今後このレイアウトをもとに、実際に建物として建ち上がっていくイメージということで、外観その他のものにつきましても設計を進めてまいる予定でございます。その中で、この蔵前小らしさを取り入れられないかということで、建物そのものではございませんが、この平面図上では、恐縮ですがA3の資料の左下の1階の部分の図を見ていただくと、左下の1階の図の右側のところ、オレンジパークという仮称がありますが、この辺りのところにギザギザギザと歯のような形の絵が描いてあるかと思えます。これは校舎の外構部分になりますけれども、いわゆる蔵前という地名の由来になりました隅田川の岸にありました船着き場のイメージ、浅草御蔵でしょうか、イメージしてデザインを起こせないかということで、このままということではありませんけれども、そういったものも一つ出していけばいいかというふうに考えてございます。

建物自体はこの平面図ご覧いただきますとおおり、四角いやはり箱のような建物になってしまいます。その中で外観の形が変わったものというのは難しいかもしれませんが、その外壁の部分等にいろいろデザインを施すといったところで、例えば今、隅田川の河川敷に整備されております歩くコースですね。ああいったところにもいろいろ、例えば昔の相撲絵ですとか、それからいろんなパターンのデザインのようなものもありますので、それが一定の高評価を得ているということも聞いてございます。そういったものを参考にしながら、連続性も担保しながらといったところで、まだ具体的に細かく決まってはございませんが、そういったものを盛り込んで蔵前小らしさ、また、地域と調和を崩さない中でのらしさというものを表現したいというふうに考えてございます。

○和田教育長 機能の点ですけど、蔵前の場合には特別支援学級があり、今回はっきりとメディアセンターという名称でのつくりがある。そして左下、放課後児童対策室がある。その辺りで機能上の特色のようなものは新しく説明できるものはありますか。

○事務局副参事 まずは1階のところにつきましては、メディアセンターという名を打たせていただいておりますが、これは図書室それから従来のパソコン室を並べて配置をすることによりまして、調べ学習の拠点として使えるようにということで考えてございます。

ここを起点にいたしまして、基本構想の中でも考えてございましたが、校舎の中につきましては、LANの環境などを整備いたしまして、今後のICT教育等にも活用できるようにという下地は用意していきたいと考えています。

それから、放課後児童対策につきましても、今後のモデル授業等の実施を踏まえて、放課後、蔵前小の子供たちが安全に過ごせる空間といった形で、施設的に用意をできればというように考えているところでございます。

それから、2階の部分に上がりまして、先ほどありました特別支援のところにつきましても、通常学級のところと同じようにオープンスペースを、限られたスペースになります。が用意させていただいて、いろいろな活動ができるようにしたいというところのご用意をさせていただいております。

それから、こちらは先ほども触れましたが、屋内運動場、体育館のフロアのところに音楽室の配置をいたしまして、こちらの音楽と体育館とのアクセスのよさ、それから、1階の部分から縦に上がってくる形になりますけれども、平面図の右上のところになります。区画、方角で言いますと北東の区画になります、このところに現在と同様に会議室を用意いたしまして、コミュニティ、それからPTAの方々に活用いただくほか、学校の開放時にも縦の導線で使えるようにということで区画も切れるように、また、エレベーターもご利用させていただいて、先ほど話題になりました屋上の運動場にもアクセスができるようにといった形で導線の整理もさせていただいているところでございます。

○和田教育長 音楽室の話がありました。蔵前小学校では、オーケストラが活躍しています。それから、もう一つは5年、6年で児童全員で金管の楽器の扱いもやっているという、非常に特徴的な活動をしていますけれども、少なくともそれらの活動が今よりやりにくくなるということはありませんか。

○事務局副参事 少なくとも現状より活動しにくくなることは想定してございません。音楽室につきましても、その隣に考えておりますが音楽準備室・楽器庫、こういったものについても極力大きくとりたいというところはございます。限られた面積の中で、なるべくということで、数字的にはあまり変わっていないかもしれませんが、廊下部分等の活用等含めて、音楽活動にも有効に使えるようにという配慮をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

○高森委員 プールの部分ですけれども、以前、とある小学校に出前教育委員会でお邪魔したときに、その学校は屋上プールでしたが、近隣のビルからのぞき込まれないような工夫をされて設備をされたということですが、蔵前小学校の場合は手前の部分がこの図面でいうと手前の部分が公園になっていますが、この辺りの遮閉率というんですかね、外からのぞき込まれないような工夫というのは何かなさるのでしょうか。

○事務局副参事 ご指摘のとおり、プールにつきましては今回グランドレベルにするということで歩行者からも見えてしまう位置関係になりますので、この図面の左側、西側の道路に面する部分と、それから下側、南側の公園側の道路に面する部分、ここにつきましては目隠しの壁といたしますか、そういった構造をつくってプール授業のときには外部からの視線を遮れるような形、なおかつ、これは設計の中で取りつけが可能かどうかということで検討中のものではございますが、校舎の建物のほうに巻き取り式の屋根のようなものをつけられればつけて、上からの視線についても一定程度、日よけの部分もかねて設定できないかということも検討をさせていただきます。

○樋口委員 遮へい物は工夫して授業のときだけ下げるというようにしたほうがいいですね。日陰の中でプール活動するというのは。それと水の汚れ度が全然違います。日光を当てたほうが殺菌効果もあるので。

○庶務課長 プールの遮へいと日よけの関係ですけれども、今、区立小学校のプールにいろいろな形で日よけを設置しております。特に谷中小学校は、幅10メートルくらいの長さにわたって張り出して、また巻き取ると引っ込んでくるという、強度的にも相当丈夫なもので、日よけと遮へい物を谷中小学校ではつけておりますので、そういったものを参考にしてフレキシブルなものをつくっていきたいというふうに考えております。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 次に、協議事項、庶務課（事務局副参事）イについて、何かご質問はございませんか。

めぐりんを使われるとどのくらいの予算が必要でしょうか。

○事務局副参事 資料にございます対象者数が、140名程度を見込んでおるところでございます。こちらの児童につきましては、月額3,000円で乗車定期券がございますので、こちらを支給していく予定でございます。来年度につきましては、約400万円程度になるかと思われま。

○高森委員 三つほどお伺いします。まず対応策の(1)の①の誘導員の配置場所ですね。今3カ所想定とされていますけれども、現段階でも学校のほうでは現状の在校生の通学ルートシミュレーションはされているのかどうかということが一つです。それで、その中で3カ所を想定されているのかということですね。

二つ目が、(2)のめぐりんの活用の分ですけれども。これは往復を想定されていると思いますが、朝の通勤時間にかかる混雑、通勤ラッシュの時間帯に児童の通学が重なることがないのかどうか、ちょっと心配しています。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

それから、同じく(2)の③の停留所の2カ所で大人が子供たちの安全管理、乗降管理を行うということですが、これは帰路もなさるのかどうか。それと帰路をなさる場合は時間帯はどのように設定されているのか、学年によって下校の時間が変わると思うので、その辺りもお考えがあるのかどうか。その三つのことをお伺いしたいと思います。

○事務局副参事 まず、1点目の交通誘導員の配置でございますが、こちらの通学路は新しい仮校舎に向かったの通学路ということにつきましては、蔵前小の学区域内につきましては蔵前小の通学路は既存でございますので、これと接続するような形で考えてございます。概ねこういった形のところにあるだろうところの想定はできてございますが、この後、正式に決定をしていきたいと考えています。

それを踏まえまして、現在のまさに蔵前小の学区域内につきましては、今も実際に児童が歩いているという状況がございますので、一定程度、安全確保の体制がとれている、また、児童もその辺りを理解して歩いているというところを踏まえまして、学区域を出たところというところを考えてございます。

通学区域を外れますので、南側のちょうど台東育英小の学区域に入っておりますが、こちらの中で、台東育英小の児童が使っているようなところと重なる部分もございますが、横切る大きな蔵前橋通り、これを渡るというところで、蔵前橋通りにかかる交差点を中心に3カ所ということで想定をしているところでございます。

それから、めぐりんのまず朝の登校時のラッシュとの関係でございますが、これまで先ほどご説明しましたとおり、来年1月の開業となりまして、まだ路線が稼働してございません。ですので、乗車率等が一般のお客様は当然ご利用しますので、乗車率などはわからないというところはございます。実際、所管課と相談をしておりますところ、この区間、特に児童が乗車するのは朝7時台になろうかと思えます。区間の所要時間は10分程度にはなりますけれども、朝8時15分くらいまでに仮校舎に登校するとなりますと、7時台に走るめぐりんを利用させていただくことを想定することになります。

この時間帯のこの区間ということでは、乗車率はさほど高くないという見込みが立ってございます。これは所管課がこの路線が実際にこのエリアで一番使われるのは浅草駅までというところの見通しを立ててございまして、乗ってきたお客様につきましても、朝のラッシュ時は浅草駅をご利用されるということで、一定程度そこでおりにられてしまうという見通しでございます。それを踏まえまして、蔵前小の児童の利用は可能ではないかということで今回計画させていただいたということもございます。

それから、帰りでございますが、帰りは南めぐりんの利用を想定しておりますが、この南めぐりんにつきましては、15分に1本走っているということもございまして、学年ごとに、また曜日ごとに下校時校が違ふということもあるかと思えます。ですので、乗車につきましては学校等を中心に管理をしていくことになるかと思えますが、降車の停留所につきましては、それぞれの児童、例えば自宅がどこにあるか、こどもクラブ等に行かれるようなことがあるか、そういったことによってお使いになる停留所が若干変わってしまう可能性もありますので、今後そこは詰めていきたいと考えております。全停留所に全時間帯を配置というのはなかなか難しい面もあるかと思えますけれども、安全確保のために必要であれば検討していきたいという理解でございます。

○高森委員 校長先生とも話をしたり、相談を受けたこともありますが、登校時は学校に

児童が集まるということで、学校側としては把握しやすいですね。欠席児童がわかっているならば、全員が登校してるかどうかわかりますから。下校に関しては、それこそばらばらの時間帯にそれぞれ自分の自宅に帰りますので、児童の帰宅の確認まで学校として、責任を持たなきゃいけないのしょうけれど、目が行き届かないということがあると心配をされているところがあります。そういったところの心配を払拭できるような形で、答えをいただきますように、またご検討いただければと思います。お願いいたします。

○和田教育長 この安全対策については、この改築の計画が始まった当初から保護者の方たちの関心を高めて、非常に注目されて、要望も非常に多かったと思います。一時はスクールバスの運行などのご要望もあったわけですが、そういう中で今回、PTAの皆さんが積極的にご協力をしてくださったという経緯があります。今回のこのめぐりんの利用について、保護者の方たちのご要望の中にもあったという理解でよろしいですか。

○事務局副参事 当初スクールバスの運行ということで、借り上げたバスを学校独自で専用に運行していくということを中心にお話があったのは事実でございます。しかしながら、その中で、新しい路線がちょうど蔵前小学校のところ、まさに仮校舎に向かうところに路線が新たに設置され、そこにまた停留所も設置されるという形になったところで、この路線についても一定程度活用が図れるのではないかと、それまでは南めぐりんで、帰りの分しか公共交通機関として活用の道がなかったものが、朝も帰りも使えるということで可能性が大いに広がったということでございます。

これにより、学校やPTAの皆さんにつきましても、こちらを利用して、決められた時間に時刻表どおりに安定的に走ってくる車に乗ることさえできれば、確実に、安全に移動ができるということでございますので、こういった利点も生かして活用するという道はあるということで、ご意見をいただきながら、最終的にこちらの方法を採用させていただくということでもとめさせていただいた次第でございます。

○和田教育長 台東区内でめぐりんを使って通学ということは基本的にどこもないのですが、先ほど1カ月定期的の話がありましたが、そういった形で運用していく場合に、担当としてはどういうことに留意をして策を講じていったらいいと考えていますか。

○事務局副参事 定期券をお配りして、児童にそれを使っていただくこととなりますが、やはり児童、保護者の間で一定の不公平感といった部分が出てくる可能性もございます。また、こちらで必要性について認定をさせていただいて、配付をしても、きちんとその目的のとおりに使っていただけないようなことが実態としてあってはいけないと考えてございます。そういったところにつきましては、利用方法、それから実際の登下校の安全確保の中でそれを活用していただくことをきちんとお伝えするとともに、実態を常に把握しながら、適切に必要な児童に配付して使っていただけるような体制をとっていきたいと考えてございます。

○高森委員 児童の車内での安全について考えますと、当然、低学年の児童が主に使うかと思いますが、座席椅子に座れない児童も多いと思います。低学年の児童は、手すりはず

かみまずけど、つり革はなかなか難しいと思いますが、その辺りの心配はないでしょうか。

○事務局副参事 特に朝の時間帯、登校時間が決められてることによって使えるめぐりんの本数、時間というのが決まってしまうというところがございます。この辺りにつきまして、例えばぎりぎり学校の登校時間に間に合う便に集中したりして、実際に立ったまま乗車する児童が偏って増えるというようなことがないように、そういったところで今のところ、これは学校と相談をしていくこととなりますけれども、居住地、学年等に応じて使っていただく便をある程度指定させていただき、それから、当然、学校、保護者双方から乗り方の指導を児童に対して徹底していただくというところをこちらからも働きかけをして、児童に意識を持って乗っていただくというところを徹底していきたいと考えてございます。

○樋口委員 めぐりんのバスのご担当者にある一定の指導をお願いすることも重要だろうと思います。やはり騒ぐこと、あるいは手すりを持たないでバスが動き出したり、ブレーキをかけたりすると危険もあるので、指導をお願いしておくことは重要だろうと思います。

○庶務課長 この新しいぐるーりめぐりんは実際に運行が始まるのは来年の1月からでございます。仮校舎への移転は来年の9月でございますので、そういった意味では1月から9月までの間に実際に乗車できる機会等もございますので、学校やPTAとも相談しておりますけれども、実際の運行状況等も踏まえて子供たちがどういう形で安全に乗れるかというのも学校やPTAと協力して検証していきましょうと話しているところでございます。

○垣内委員長 一つ確認ですけれども、従来のスクールバス1本の考え方に比べてきめ細やかな、しかも費用対効果も十分に考慮したご提案だと思っておりますが、これは基本的に学校やPTAなどさまざまな方々にご相談をして、ある程度のコンセンサスが得られる案であると理解してよろしいですか。

○事務局副参事 やはり使っていただくことになる保護者の皆さん、それから学校関係の皆さんが、この方法がよいのかどうかという判断はあるかと思います。実際に先ほどもご説明したような路線の関係、朝の時間帯・帰りの時間帯といったところでの乗車定員等の問題も含めてクリアできるということをご理解いただき、ご説明させていただいた中で一定の了承を得て実現可能という判断をいただいたという次第でございます。

○垣内委員長 ほかにございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課（事務局副参事）のア及びイについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(2) 学務課 ウエ

○垣内委員長 次に、教育長報告の協議事項、学務課のウ及びエについて、学務課長、説

明をお願いします。

○学務課長 それでは、まず区立中学校選択制度の最終選択状況についてご説明をいたします。資料3をご覧ください。

まず、項番1、最終選択状況でございます。資料の表は10月末の中間選択状況の公表後、選択校の変更期間を経た後の最終選択の数値でございます。学校別に左から、入学可能者数、選択者数、選択者数のうち私立中学校等の受験予定の人数、昨年度の選択者数の順にお示しをしております。表中アンダーラインが引かれているものは、選択者数が入学可能者数を上回ったもの、また括弧内は各校の通学区域からの選択者数で内数でございます。ご覧のとおり、御徒町台東、柏葉、忍岡の各中学校が入学可能者数を上回る選択状況となっております。このうち柏葉中は通学区域内の選択者数が入学可能者数を上回っております。

また、前年の選択状況と比較いたしますと、選択者数全体では16人の増という状況ですが、単純比較で前年より選択者が増加した学校が、御徒町台東、柏葉、忍岡、浅草の4校、減少した学校が、上野、桜橋、駒形の3校でございました。最も増加した学校は、御徒町台東と忍岡の31人増、最も減少した学校はの35人減となっております。

次に項番2の来年度入学の予測数でございます。来年度入学の予測につきましては、選択票提出時にあわせて私立学校等の受験予定や提出予定等を伺っておりまして、これらを勘案して算出したものが2枚目の別紙1でございます。そちらをご覧ください。

表の見方は学校別に左から入学可能者数、今回の選択者数、その右側の5項目は選択票アンケートによる予測数、その右は学校選択票未提出者のうち私立小学校出身者や海外居住の可能性を減じた項目、その次は入学時までの転入の予測数、これらを勘案したものが太字でお示しした予測数でございます。

なお、その右側の最終予測数とは、本日の決定後、区域外就学を受け入れた場合の予測数となっております。一番右側は入学後のその学年が卒業するまでの転出入数をお示したもので、例えば御徒町台東中の覧をご覧くださいますと、学年によっては最大11人転出入により人数が増えたケース、また最大4人転出入により減ったケースがあり、過去10年平均すると3.2人増になっているという数値でございます。

表の右から3列目の太字でお示しした予測数をご覧くださいますと、入学可能者数を超えている学校は御徒町台東のみという結果となっております。なお、この予測数については公表しておりませんので取り扱いにはご注意くださいと存じます。

資料1ページ目にお戻りください。

項番3の抽選についてでございます。学務課で予測した数値では、御徒町台東中のみが入学可能者数を超えるとなっておりますが、選択者数は冒頭申し上げました、御徒町台東、柏葉、忍岡の3校が超えておりますので、この3校について抽選の有無について整理をさせていただきます。

まず(A)の御徒町台東と柏葉でございます。この2校では今後の私立学校等の受験結果等

により入学可能者数を上回ることも下回ることも予測できることから、抽選の有無について資料の裏面2ページ目の一番上のおり4案をお示しさせていただきました。

案1は両校とも抽選を実施しない案、案2は御徒町台東のみ抽選を実施、案3は柏葉のみ抽選を実施、4案は両校とも抽選を実施という案でございます。なお、両校の物理的に使用可能な教室数は、御徒町台東が5教室、柏葉が4教室でございます。

以上4案のメリット・デメリットを整理させていただいたのが、3枚目の別紙2でございます。こちらをご覧ください。

まず、案1、両方とも抽選を実施しない場合ですが、メリットとしては当然のことながら選択者の希望どおりとなるということが挙げられます。デメリットにつきましては、入学可能者数を基準に整理をさせていただいております。入学者が結果的に148人以下となった場合は、両校ともデメリットはございません。

次に、148人を超え、4学級いっばいの160人以下となった場合ですが、まず御徒町台東は、その後の転入者の状況で160人を超える場合は5学級編制となってしまう可能性がございます。また、柏葉については、160人を超えてしまいますと教室の確保が困難であるということがございます。

さらに160人を超える入学者となった場合のデメリットは、御徒町台東は5学級編制は可能ですが、次年度以降はこの対応はとれないということ。柏葉はそもそも教室数を確保できませんので、教科教室型、これをどうするかといったことへの影響も懸念される事態となると予想されます。

次に、案の2から4、抽選を実施する場合でございます。メリットとしては、いずれも入学可能者数以下とすることができることで、適正な学級規模とすることができることでございます。逆にデメリットとしては、全体として希望した学校に入れられないという状況が生じます。補欠登録者については、私立学校等の結果が判明する2月末ごろまで最終的な進学先が確定しないといったことが挙げられます。特に案2、案3の1校のみの抽選をした場合はその学校で落選した選択者は自身の通学区域の学校となりますので、例えば御徒町台東のみで抽選を実施した場合、御徒町台東を選択していた柏葉中学校の学区の選択者は柏葉中に指定されることとなりますので、柏葉が定員オーバーになる可能性が出てくる。そのようなことでございます。

担当といたしましては、確実な学級編制を行う観点からすれば、案4により両校抽選を実施することが妥当とは考えてはおりますが、予測数の結果が抽選を実施しておりません両校の昨年度の結果とほぼ同数であるということもございますので、こうした定員を勘案し、各委員におかれましてはご協議いただければと存じます。

資料本編の裏面にお戻りください。

(b)忍岡中学校でございます。忍岡中の場合は、選択者数は入学可能者数を上回っておりますが、予測数は大きく下回っておりますので抽選を実施せず選択者全員を入学予定者とさせていただきたいと考えております。

次に、項番4でございますが、来年4月までの間に転入した場合でございますが、転入先の住所地に基づく指定校か、受け入れ可能な学校から選択できることといたします。なお、4月以降につきましては、住宅地の通学区域校が指定されることとなります。

最後に、項番5、区域外就学の取り扱いでございます。御徒町台東及び柏葉を除く5校につきましては、入学可能者数に達しないと見込まれる範囲内で区域外就学を受け付けてまいりたいと考えております。御徒町台東及び柏葉の2校については、私立学校等への進学が判明した以降も含めて区域外就学については制限をさせていただきたいと考えております。

次に平成27年度台東区健康づくり努力児童表彰についてご説明をいたします。資料4をご覧ください。

本件は毎年度実施しております、健康づくり努力児童の表彰について、ご協議をお願いするものでございます。

まず、資料の項番1、趣旨でございますが、本事業は健康づくりに努力した児童を表彰することで、児童の健康増進意欲を高めるとともに、自ら健康づくりに努める児童を育成するということを目的としております。

項番2、表彰基準でございますが、小学校6年生を対象に心身の健康づくりに絶えず努力している児童ということを基準とさせていただいております。各小学校長から2名ずつ推薦を受けております。その名簿は資料裏面のとおりでございます。

次に、項番3の表彰式でございます。表彰式は本年12月9日水曜日、午後3時から区役所10階1003会議室において開催する予定でございます。各委員におかれましては、ご出席いただければ幸いです。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定賜ればと存じます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項学務課のウについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 2校につきまして、去年、一昨年の予測と実数のところでどのくらい乖離したかを教えていただけますか。

○学務課長 こちらの乖離でいいますと、結果としては、まず御徒町台東でいいますと、27年度入学については予測150に対して4月当初が145でマイナス5、26年度はマイナス9、25年度はプラス10、24年度はマイナス1、23年度はプラス17。

次に柏葉中でございます。27年度はプラス6、26年度はマイナス2、25年度はプラス7、24年度についてはプラス5、23年度はプラス2という状況でございます。

○垣内委員長 そうすると御徒町台東も柏葉も148人を超えなかったということですか。若干超えても大丈夫だったのでしょうか。上限で何人なのかを教えてください。

○学務課長 27年度につきましては、御徒町台東は148以下でございました。柏葉については149でプラス1でございましたので、入学可能者数からプラス1でございますが、学級編制上は40人の4学級ですので160人までは入るということでございます。

○垣内委員長 基本的に、御徒町台東も柏葉も160までは入れるということによろしいでしょうか。

○学務課長 そのとおりではございますが、この学年が今後進行していく3年間の間に別紙1でいいますと1番右にお示しした、転入してくる生徒もいますので、そういったことも勘案して、入学可能者数は148人とさせていただいた上で、上限が160という形で進めさせていただいております。

○垣内委員長 そうすると、予測数151で、もし最大11のぶれが生じると162になるわけですね。さらに転入もあるかもしれないと。こういう理解ですね。その後、4月以降にまた入ってくる方々も受け入れなければいけないわけですね。

○学務課長 改めて申し上げますと、御徒町台東の場合、過去5年間で最大の上ぶれはプラス17というのがございます。ですので、予測が外れてプラス17になるとそもそも4学級オーバーしてしまうという状況がございます。

それから委員長ご指摘のとおり、今後、転入でプラス11が入ってくると、これも当然160を超えてしまう状況があると、そのような数字でございます。

○垣内委員長 非常にリスクですよ。

○学務課長 担当としては、先ほどご説明で申し上げたとおり、原則論から言えば抽選かということではございますが、昨年度の判断をいただいた状況と予測数としては非常に酷似している状況がございます。

それから、私立学校の受験の状況がどうなるかということが非常に不確定な部分がございます。上ぶれるか下ぶれるかということでは正直、担当としてもこの数値を出すのが限界かなということではございます。

○高森委員 本当に緻密な計算を積み重ねいただきまして、この別紙1の予測数だけを見ると、抽選の必要、それほど迫られているような感じは受けないのですが、過去この予測数の的中率というのはどうでしょうか。ほぼ100%ですか。

○学務課長 予想数と4月7日の生徒数で誤差が出なかったというのは実は1年1校もございません。やはり1か2は必ずずれていて、残念ながら的中率は手元の資料では0%でございます。

○高森委員 ただ、その定員を大きくオーバーするような見込み外れはなかった。

○学務課長 そのような状況はございません。

○垣内委員長 多分ここで議論すべきなのは、御徒町台東を中心にプラス柏葉くらいだと思いますね。この御徒町台東と柏葉に関して、これまでの予測と予測の最大ぶれがどのくらいだったのか。もし万一ぶれちゃったときにどういう対応、つまり対応ができるものなのかどうかという、二つあるかと思うんですけど。

○学務課長 まず、御徒町台東中につきましては、マックスで5学級までは編制することは可能でございますので、上ぶれした場合でも恐らく対応は可能でございます。ただ、柏葉中学校についてはマックス4学級で、こちらの予測が大幅に上ぶれした場合、非常に厳

しい状況になります。学校内のもう一度総ざらいをして、施設的に対応が可能かどうか、どこかに教室をつくらなくてはいけない、その場合に教科教室型というやり方を見直さなければいけないのではないかと、そういったところまで影響が出てくるかと担当としては考えております。

○末廣委員 今のお話で、御徒町台東が5学級対応できるということですが、28年度で5学級にするとその次の教室が逆に最初から足りないというような状況にもなってくる、その点はどうですか。

○学務課長 御徒町台東中のほうで今確保できる教室数がマックスで13でございます。ですので、4・4・5、5・4・4か4・5・4、結局どこかの1学年が5学級にはなりますけども、残りの学年は全て4学級までしかつくれない。ですので、今回、仮に5学級入れてしまうと、来年度以降はまた4学級です。それを承知の上でという形にならざるを得ないというところでございます。

○樋口委員 ただ、今の予測に対して、まだ9余裕があるわけです。それに上ぶれがどのくらいかというのは途中の話なので、特殊要因ですね。それよりも、このデメリットで、やはり子供を2月中旬まで入学先を待たせるというほうがリスクはでかいのかというような感じがしますね。

○高森委員 柏葉中学校で教室をまた一つやりくりをするところですけども、もしそのようなことができるとなると、生徒を抱えている子供たちの保護者の意識として、何でもできるんじゃないか、無理もおおるんじゃないかと、その意識も根づいてしまうような気がします、あまりそれは健全じゃないかなと思いますね。教室を潰してまで拡張するというのは。

御徒町台東の場合も、5学級にするということがもし実現をしてしまいますと、まさに学校間の格差がますます広がって、その学校ごとのブランドが確かに保護者の評価の対象になるのでしょうか、格差が広がることは心配するところでございますね。

○学務課長 柏葉は現状では増やすのは非常に厳しい状況でございます。先ほど申し上げたとおり、教科教室型のやり方そのものについて検討しないとまらない状況になるのかと担当としては認識はしているところでございます。

地域あるいは東京都からも要望としては全員を受け入れてほしいというご要望はいただいているところではございますけれども、担当としては、やはり4学級で御徒町台東も柏葉もそろえていたほうが学校としては適正な形になるかなとは認識はしております。ただ、御徒町台東のほうは、緊急避難的な対応は可能であると、そのような状況でございます。

○垣内委員長 確認ですが、御徒町台東と柏葉の校長先生はこういうデータはご存じですか。どういうご反応でしょうか。現場の反応は。

○学務課長 こちらの予測数につきましては、学校長にはお示しはしておりません。教育委員会で決定の後にお知らせをします。

○垣内委員長 選択者数はご存じですよ。

○学務課長 はい。

○垣内委員長 今回の入学可能なキャパシティーはよくご存じですから、緊急避難でもいざとなったら受け入れるつもりなのか、例えば柏葉のように非常に特徴のある教育をしているので、それを堅持するために抽選も仕方がないというお考えなのか。その辺りは現場はどのようなふうを考えてらっしゃるでしょうか。

○学務課長 御徒町台東の校長先生のほうからは、この入学可能者数を設定する際にも、近年、選択者数が増えているという状況もあり、マックスでは5学級まではできるというところでご相談は正直ございました。

ただ、先ほど申し上げたとおり、この年度だけ5学級で以降の年度がまた4に戻ってしまうという状況がいいかどうかというところで、担当と校長で話し合った結果、最終的に入学可能者数は4学級にさせていただいた状況です。

一方で今回やはり増えている状況は校長ももちろん存じておりますので、対応としては当然5学級で対応してもよいという認識はお持ちだと聞いているところでございます。

○垣内委員長 柏葉は。

○学務課長 柏葉については、先ほど委員長からお話がありましたとおり、物理的に非常に厳しい状況でございますので、4学級堅持という形で話を伺っているところでございます。

○樋口委員 柏葉については上ぶれしてもまだ15の余裕があって、入学時までの転入数7及び最大の転出人数7を足しても14ですから、この辺りのリスクは、160を超えるというリスクは特にここでは計算上は考えられない。上のほうが151で、9あるんですが、これを最大どう見るかということですが、この辺りもリスクプラス1か2ぐらいの問題に、そのリスクをどうとるかということがあろうと思うんですね。私はこのぐらいのリスクならばそのまま抽選なしでとしたほうが、やっぱり子供たちへのある一定の自信につながるだろうとは思いますが、いかがですか。

○学務課長 学校選択制を進める上で一番大事な点というのは、やはり情報を確実に正確な情報を保護者にしっかり伝えるというその点が非常に大事だろうというところで、学務課としても力を入れて学校の情報を適切に、学校公開等で来ていただいて保護者自身の目で、あるいは生徒自身の目で見ていただくということの機会をなるべく充実させようと努めているところでございます。7校全校がしっかり同じ土俵に立ってしっかり切磋琢磨できるような状況については学務課としても配慮していきたいと思っております。

○垣内委員長 確認ですが、この中学校選択制度を導入されて久しいと聞いておりますが、全体を総括しますとやはり一定程度の変動を持ちながら、うまく機能していると、つまり、ある意味での市場テスト、親御さんたちとか子供たちのニーズに合わせてある程度のフィードバックが効いている、そういう制度だということであれば、今回も一番優先すべき点が意向であると、この選択をした方々の意向を最優先するべきであるということになるのだろうと思えますね。

そういうときに、実際、上ぶれしたときに、全く対応できないということであると非常に困るわけですが、そのリスクがあっても対応できる、あるいはそのリスクは非常に少ないということであれば、このまま抽選なしでというような考え方になるかと思うのです。この2点について、長期的な検討からどういうふうになっているのかというのを教えていただけますか。

○学務課長 平成14年の入学から選択制がスタートしまして、平成24年度に見直しをしております。それまでの間、やはり大きな課題だったのは、基本的には希望があった分については極力受け入れるような形で進めてきたという状況がありまして、一時的に一部の学校で学級数が大幅に増えたという状況と、大幅に減った学校もちろんありますが、そういう状況がありました。

24年度の見直しでは、ある程度入学可能者数を設定させていただくことで、学年間の大きな隔たりといいますか、ある学年は6学級あって、ある学年は2学級というような状況のない形を担保する必要がある、そういったところの議論も踏まえてこういった形で入学可能者数を設定をさせていただいて、あとは各学校が切磋琢磨をして、しっかりそれぞれの特色を出して、選択する子供たちが学校を見て、選んで、それでこのような形に今まで歴史を積み上げてなってきた状況です。

そういう意味では、保護者からも一定程度のご理解と賛同のご意見をいただいておりますので、担当としてはこの選択制というのは一定程度の機能を果たしているだろうとは認識しております。

確かに抽選という方法をとりますと、やはりその抽選の対象になったお子さんは心理面ですとか、その後の学校生活での取組みの意欲ですとかそういった部分に影響するのではないかといったご意見もありますし、また、選択することで地域との関係が薄れてしまう、そういったご意見もいただいているところでございますが、生徒のアンケートを見る限りでは自分で選んだ学校に行けて、そこでしっかり学校生活を送っているというその状況を見れば、そういう面からも選択制というのは非常に有効だろうと考えております。

ですので、大きな課題としては、やはりそういった抽選をするかしないか、したことによってどのようにその子供たちをフォローしていくのか、そういった点が大きな課題になってくるのかなというところでは認識をしているところでございます。

今後、非常に予測数という数字から判断をしていただくという状況では、非常に各委員には難しいご判断をいただいているものとは認識をしております。なるべく担当としても原理原則はもちろんありますけれども、やはり子供たちが教育を受けますので、その子供たちにとって一番利益のある方法は何かという視点では、しっかり考えていきたいと考えているところでございます。

○高森委員 今日ここでは、抽選をするかどうかを決めなければいけないと思うんですね。今、委員の皆様方からいろいろご意見が出ましたけれども、事務方としては抽選をしないほうが、先ほど幾つかパターン出していただきましたけれども、よいと考えるほうのウエ

一トのほうが大きいでしょうか。

○学務課長 原理原則から申し上げますと、これは抽選をすべきだと思っております。なぜかという、当然、上ぶれリスクがありまして、特に柏葉中がもし大幅に上ぶれた場合は4学級を超えてしまうというリスクがございます。そういった観点からすると、適正な学級編制を維持したいという、そういう観点からすれば抽選は実施すべきであろうと思っております。

かつ、御徒町台東だけ抽選して、柏葉を抽選しない、片一方だけというのはやはり、それぞれの選択している子供がそれぞれの学校に流れますので、そういったことのリスクを考えるとやはり片一方だけの抽選もない。そうすると、必然的に両校抽選をすれば学級編制上のリスクは大幅に低減することができます。

ただ、先ほどから申し上げているとおり、各委員からもご指摘がありましたとおり、子供たちの教育上の配慮的な観点からすれば、昨年度と大幅に数字が変わっていないという状況をみれば、ここで抽選をするという説明をするときに非常に説明が厳しくなるのかなという認識は持っているところでございます。

○樋口委員 おもしろい現象ですけど、1ページ目の括弧内ですね。全学区域内からの選択者というのは御徒町台東は減っているんですね。その一方で浅草は努力していただいた結果だと思うんですけど増えているんですね。今回両校とも30名ずつ増やしているという、努力の結果なんですね。だから、この辺りは双方一生懸命、浅草と御徒町台東は生徒をとるためにやっているんです。

○高森委員 このアンケートをとったときには、なぜその学校を希望するかというその細かな部分まで調査されたでしょうか。

○学務課長 どの学校を選択するかが主になっておりまして、基本的にはペーパー1枚で、そこにおさまる範囲ですので、受験をする予定があるか、あるいは転出・転居される予定はあるか、そういった本当に限られた項目のみでございます。

実際に選択した後に詳細なアンケートを保護者と生徒に対しては実施をしているような状況でございます。

○高森委員 そのアンケートの結果も私は見たことがないですけれども、先ほどの幼稚園のこともそうですけど、教育の目玉になっている特色的な教育を行っている学校の人気が高まるのはわかります。それだけではなく、実は子供たちというのは人間関係で学校を選ぶケースもあります。その数字の変動が果たして何に載っているのかというのはよく精査しないとわからないところもあるかなと思うんですが、その入学した後のアンケートの報告はまた別の機会にでもしていただけますでしょうか。

○学務課長 アンケートの集計結果については、改めて委員会等への報告についても検討させていただきます。

○和田教育長 いろいろご意見がありまして、それで今回については昨年同様、応募者数と実際の募集数と、もう一つ入学予想数という中で非常に逼迫した状況です。これは昨年

も議論したと思うんですけども、実際に今回、両校とも、あるいは例えば御徒町台東だけ抽選をした場合、御徒町台東の抽選を見てもこの数字の上だけ予測数との乖離を見てみますと、実際に最終的に入学をできない子供の数が何人なのかと数えますと、それが50人、100人じゃないのは明白だと思うんですね。非常にその辺りが微妙な数字になっていて、なおかつ百数十人の子供は我が意を得たりということの入学になるわけですが、一方ではまさに入学できない子供がほんのわずかになる。

そのわずかの中の1人が自分だということを考えますと、非常にこれが単に選抜試験ということならば、これは自らの学力、そのときの状況で全て決まりますので、これはもう受け入れる以外ないだろうとなりますが、今回もしこういうことでの入学不可という状況はかなり厳しい教育的な意味から言うとその反対の効果が出てくるのかなという気もしております。

そういう意味を考えますと、今日いろいろご意見をいただいたわけですが、事務局といたしても大変、今、苦しんでいるところではありますが、昨年同様の対応というのは妥当なのかなというのも十分考えられるところでございます。

○垣内委員長 私もそう思います。数字から見る、基本的にきちんとした教育ができるかどうかという物理的な問題ですけど、柏葉の場合145、この予測数がどれだけ適正かはわからないとしても、マックス7増えたとしても160を切っていますので問題ないでしょうし、御徒町台東の場合、もしマックスが11で、162になったとしても、もう1学級覚悟することのようですので、特に行政サービスの低下につながることもないですから、責任を持って受け入れることができると思われまますので、前年と同じやり方でもいいかと私自身は思います。

○和田教育長 ただいまのご発言、ご意見、大変ありがたく承りましたけれども、仮に今回、4学級を超えて5学級になった場合に、当然のことながら来年はもう完璧にこのシステムを運用しなくてはならないということもございまして、そういうことも含んでの今回の判断かと思えます。

同時に、これは制度上やむを得ないですけども、先ほど数人の方が入学できない可能性が出てくると、それも決まるのが2月の半ば近くになるということで、そういうリスクを考えますと今の委員長のご意見、誠にありがたく受け止めさせていただきたいと思っております。

○末廣委員 生徒とか保護者の立場から考えると、選択制度というのはやはり抽選があってはならないというようですね。こちらの受け入れるほうとしては、来年度の教室のことを考え、あるいは柏葉では教科型教室がどうなるという状況までできてしまうということを見ると、抽選をしたほうが安全ではあるといえますけど、選択制というその制度から考えるとないほうがいいでしょう。そういう考えです。

○垣内委員長 すごく難しいところですけど、優先順位をどこに置くかということですね。選択制を導入したときに既にこういうことは予想されていて、今直面しているわけで、

抽選しなかったときのリスクも考えつつ、最終的にきちんとしたサービスが提供できるのであればしないほうがいいわけです。

○末廣委員 正確な情報を伝えるというのは第一です。噂が聞こえるというのは、去年もそういうのもありましたね。保護者同士の噂でこっちを選ぶということもあったようです。正確な情報をなるべく学校側からも発信をするというのは大切かと思えますけどね。

○学務課長 末廣委員がおっしゃったとおり、やはり各学校、保護者、生徒の皆さんが実際見に行っていて、学校公開を利用していただく機会については我々も周知には努力をしております、ごく微増ではございますが、1人当たりの学校見学数は増えているという状況はございますので、引き続き、風評等に惑わされずに、ご自身の目で各学校をご覧いただいてご判断いただけるような制度にしていきたいということと、先ほどやはり委員長からもお話があったとおり、アンケートの中でも選択制にするなら全員を対象に入れるべきだというご意見も出ております。抽選はするなという話ですとか、あるいは選択制にするんだったら逆に通学区域に関係なく応募した子供全員を対象に抽選をするべきだとか、そういったご意見もいただいているところはございます。

○樋口委員 文部科学省が選択制について了承したときの話は、その学校にもう少し生徒が来るように、努力しようという競争の原理を働かせようという議論だけだったと思うんです。だからオーバーしたらという話は本来、末廣委員が言うように、やっぱり趣に反するんですよ。子供が行きたいところに行かせるというのが本来で、オーバーしたら行きたくないところに行けというのは本来の教育には反してる話で。それもいわゆる3月直前まで決まらないというのは場合によっては、そこに行けなかったら私立に行くよという話では、学校納付金を払っちゃう可能性もあります。だから大変な負担をかけるわけですので、デメリットのほうが大きいなとは思いますがね。

○高森委員 公立の教育は、やはりどこの学校でも均一な教育が受けられるのが本来公的教育的の大前提だと思うんですけど、そこに競争の原理が入ってきたところで少しひずみが出てきているのかなという気はするんですね。だから、この選択制度自体をもし検討し直す機会があるのであれば、どこかでまた議論も必要なのかなと思いますが、区としてまだ、この選択制度を継続するのかどうかというところですね。

○学務課長 24年度に見直しをして、4回目になるかと思うんですが、当然この制度、毎回教育委員会でご議論いただくたびにいろいろ課題があるというところは担当としても認識をさせていただいております。改めて基本的に担当としてはこの選択制度自体は進めていきたいと思っておりますので、よりよい制度になるように引き続き検討を進めていきたいと思っております。

○高森委員 先生方の意識の問題ですね。

○樋口委員 例年、特殊事例がないようにして競争のないようにするのが我々の最低限度の努力だろうと思います。

○垣内委員長 特殊要因だけなのか、地の利というか、それもあるかもしれないですけれ

ども、学力の差とかいろんな要因があると思うんですね。

入学した後のアンケート調査もとっていらっしゃるということですので、この制度でもし、例えば御徒町台東が5学級になったというようなことがあったときには、まさにそのアンケート調査も十分に、詳細に分析していただいて検証していただいて、何をどういうふうにするのかというのを考えるということも必要じゃないかとは思いますが、現在の時点、何らかの不測の事態があっても対応はできるというのであれば、本来の趣旨に戻るといえるかなという気はいたします。本来の趣旨というのは、選択制の本来のあり方という意味です。

ここで決めなくてはならないのですね。

○樋口委員 そうです。

○高森委員 私は抽選なしでいいと思います。

○垣内委員長 私もなしでいいと思います。

○樋口委員 私は既に発言しましたので。

○末廣委員 抽選しないほうがいいですね。

○垣内委員長 教育長は当然のことながら。

○和田教育長 そのとおりです。

○垣内委員長 ということであれば、協議に基づいてこれは抽選をしないということで決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

次に学務課のエについて、何かご質問はございませんか。

「絶えず努力をしている」というのは何か客観的な基準があるんでしょうか。プロセスなので、どういうふうに推薦されるのかということ、わかる範囲で結構ですのでお答えいただけますか。

○学務課長 要綱で、推薦基準は、絶えず努力をしている児童という記載のみでございまして、具体的には各校長先生から、体の状況、出席の状況、あとは推薦理由を事細かに書いていただき、学校で2名を出していただくという形をとっておりますので、そちらの推薦を表彰させていただいているというのが実態でございます。

ですので、明確に例えば、これをなし遂げたから表彰という形の表彰ではなく、普段の学校生活の中で校長先生あるいは教員の方がお子さんの様子を見て、健康づくりに頑張っている児童だということでご推薦をいただいているというような形でやらせていただいている事業でございます。

○垣内委員長 ほかにございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは学務課のウ及びエについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(3) 児童保育課 オカキクケ

○垣内委員長 次に、教育長報告の協議事項、児童保育課のオカキクケについて、まずは庶務課長に説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、まず、オ、就学前教育・保育施設の開設予定時期の変更についてご説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。

本件は公募により誘致をいたします認定こども園、認可保育所などの開設予定時期を変更することについてご協議いただくものでございます。

まず、項番1、公募案件の開設予定時期の変更についてでございます。(1)の認定こども園でございます。認定こども園につきましては、平成29年4月に開設を予定している計画がございますが、現在、事業者からの相談や提案がない状況が続いております。そのため、開設予定時期を平成29年4月から29年度途中と延長をいたします。現在12月18日まで公募をしておりますが、締め切り日までに提案がなかった場合を想定いたしまして、今後区有地等の活用についても検討を進めてまいります。

次に、(2)の認可保育所でございます。平成28年4月開設予定の認可保育所1カ所の計画につきましては、認定こども園と同様に事業者からの提案がない状況が続いております。12月以降の提案は仮にあったとしても整備に要する工事や準備期間を勘案いたしますと、来年4月の開設は非常に難しいと推測されるため、開設予定時期を平成28年度途中から平成29年4月まで延長をいたします。

次に、(3)の小規模保育所でございます。平成29年4月開設予定の小規模保育所1カ所につきましては、これはさきほどの認定こども園、認可保育所とは逆に、事業者から平成28年度中に開設をしたいという事前の協議が現在1件ございます。平成28年度につきましては、予定時期に開設できない施設があることや、2歳までの利用ニーズが高いことを考慮いたしまして、開設予定時期を平成28年度途中までというふうに前倒しすることといたします。

資料の裏面をご覧くださいと思います。

項番2の今後のスケジュールでございます。今後施設の開設予定時期について、12月2日の子育て支援特別委員会でご報告した後に、ホームページの通年公募要件を変更して募集してまいります。ご参考として、今回の変更によりまして整備する各年度末での確保数を参考としてお示しをいたしました。

27年度末の見込みといたしましては、保育については当初計画数よりも整備を前倒しして進める予定でございましたけれども、整備に遅れが出たことから、ほぼ当初の確保数となっております。

28年度につきましては、27年度から開設がずれ込むことによりまして、当初計画の確保

数を超える予定でございます。

現在12月22日まで来年4月入園の申し込みを受け付けているところでございます。その概要につきましては後日、本委員会にご報告する予定でございます。この件についての説明は以上でございます。

次に、カ、柳北保育室の延長についてご説明をさせていただきます。資料6をご覧ください。

本件は柳北保育室を来年、平成28年の6月末まで延長することについてご協議をいたたくものでございます。柳北保育室の在園時につきましては、新たに南部地域に誘致をいたします認可保育所で保育を継続するというので、今年6月に（仮称）アスク浅草橋一丁目保育園の開設をご承認いただきまして、現在建設を進めているところでございます。

項番1の（仮称）アスク浅草橋一丁目保育園の開設についてでございます。

まず(1)開設時期の変更でございます。近隣住民等のいろいろなご要望が出たということで話し合いを丁寧に数多く重ねてきたということもございまして、2カ月ほど遅れまして工事が10月15日から始まりました。

次に、(2)のスケジュールでございます。表にお示しいたしましたとおり、工事の終了予定は5月末に変更となっております。5月下旬に東京都の現地確認を受けまして、6月の東京都の児童福祉審議会のご意見を聞いた後に認可が決定されることとなりますので、7月1日から認可保育所として開設する予定でございます。

次に、項番2、柳北保育室の実施期間の延長でございます。施設が開設する3カ月間につきましては、引き続き柳北保育室の実施期間を延長して対応をいたします。延長期間と実施場所については表のとおりでございます。認可保育所の建物が完成するまでは現在の旧柳北小学校内といたしまして、建物が完成した後は新しい施設で保育を実施いたします。

裏面へお移りください。

項番(3)の利用者対応についてでございます。延長期間中は(1)のとおり現在利用中の方で、かつ引き続き新施設への利用を希望する方と、ほかの保育園に転園できずに引き続き新施設を利用される方といたします。現在の利用者のほとんどが新施設に移られるというご希望をいらっしゃいますので、(2)のとおり7月開設までの新規募集は行わず、柳北保育室からの継続者が決定した後の受け入れ可能数を新規枠として7月入園の募集を行ってまいります。

次に、項番4、今後のスケジュールでございます。12月2日の子育て支援特別委員会に報告した後、柳北保育室の利用者を対象とした説明会を実施いたします。その後の日程は資料のとおりでございます。

本件についての説明は以上でございます。

次に、キ、康保会保育園の仮園舎についてご説明をさせていただきます。資料7をご覧ください。

康保会保育園は日本堤にございまして、東浅草小学校の道路を挟んだ反対側に3歳児、4

歳児、5歳児の園を持っております。それから、同じ日本堤でございますが、0歳～2歳の乳児園も康保会は持っております。そのうちの3歳～5歳の部分の園舎についての改築工事に関わるものでございます。この康保会の改築に当たりまして、仮園舎として区有施設を貸し出すことについて、ご協議をいただくものでございます。

まず、項番1の、康保会保育園改築工事についてでございます。康保会保育園は、園舎が老朽化に伴う改築工事を28年秋から29年冬ごろまで予定をしております。老朽化に伴いまして、耐震についても問題があることから改築ということで対応していくものでございます。仮園舎については、康保会の法人のほうは区有地や区施設の貸付を希望しているところでございます。

項番2の旧竜泉中学校の貸付についてでございます。仮園舎として活用できる区有地や区の施設の検討を進めてまいりましたけれども、(1)、(2)に示したとおり、利用者や事業者のメリットがあることから、旧竜泉中学校を貸し出ししてまいります。

次に、裏面をご覧ください。

項番3の、今後のスケジュールでございます。本委員会でご了承をいただきました後、庁内の関係部署等詳細を決定してまいります。28年2月の子育て支援特別委員会に報告した後、康保会保育園の保護者に事業者から説明を行う予定でございます。

旧竜泉中学校につきましては、現在忍岡中学校が大規模改修の仮校舎として来年3月まで使用しておりますので、そこから改修が完了した校舎のほうに移った後、必要な改修工事を行いまして、秋ごろから仮園舎として使用する予定でございます。

本件についてのご説明は以上でございます。

次に、保育の質の向上に対する補助金についてでございます。資料は8をご覧くださいと思います。

児童保育課長が戻りましたので、この案件からは児童保育課長から説明をいたします。

○児童保育課長 それでは、引き続き説明をさせていただきます。

資料8をご覧ください。保育の質の向上に対する補助金についてご説明させていただきます。

本件は東京都が26年度まで社会福祉法人等を実施してきた補助制度について、27年度から株式会社等にも対象を拡大し、補助金を二つに再編したことから、区が新規事業として開始するのに当たりご協議いただくものでございます。この事業は、区が当該事業を実施した場合の経費について、都から補助が受けられる仕組みとなっております。そのため、各自治体で27年度分についての補正予算を計上し対応するものでございます。

項番1、事業の目的でございます。職員のキャリア育成及び地域の実情に応じて、区内の保育事業者に対し、処遇の改善及び多様な保育ニーズに対応するための費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上に寄与するものでございます。

項番2、補助の概要でございます。保育士の人件費にかかる補助として保育士とキャリア育成事業補助金と保育の質にかかる補助として、保育サービス推進事業補助の二つの事

業を実施いたします。それぞれの内容は表のとおりでございます。

項番3、裏面になりますが、対象施設・事業でございます。区内施設などを対象としており、事業費の負担割合は種別により表のとおりとなっております。東京都の補助事業ということで、補助が東京都から10分の10出るものと、2分の1の出るものと分かれてございます。

項番4、今後のスケジュールでございます。28年の第1回区議会定例会に27年度補正予算を計上し、事業内容について子育て支援特別委員会に報告をいたします。本会議終了後に27年度分の補助金交付手続を進めてまいります。28年度も引き続きございますので、こちらのほうも予算計上をしてまいる予定でございます。

項番5は、予算額の案でございます。これはあくまでも事業規模をお示しするために要求ベースの経費を掲載してございます。実際の査定をこれから受けますので、このとおりの額とまではいけないかもしれませんが、目安ということでお考えいただければと思っております。

ご説明は以上でございます。

続きまして、資料9でございます。平成28年度以降の児童館における児童の居場所づくりについてご説明をさせていただきます。

本件は児童館において実施している高学年児童の居場所づくり事業の一部を見直すことについてご協議いただくものでございます。

項番1、現状と課題でございます。本年の4月からこどもクラブが6年生まで対象が拡大したことに伴い、施設規模等の課題によりこどもクラブに入会できない高学年児童の居場所づくりとして、「ランドセル来館」と「学校長期休業期間の児童館早期開館」を四つの児童館で開始いたしました。本年6月に策定した行政計画では、この事業を28年度からは全館8館で行うこととしております。

まず、(1)ランドセル来館でございます。利用対象者をこどもクラブを申請し、かつ待機児童になった児童に限定しているため、4月当初は4館エリアの待機児童が28名中13名が利用を開始し、11月1日現在では千束と松が谷児童館の2館で6人が利用している状況でございます。こどもクラブを申請していない児童に対しても放課後の居場所づくりが必要であるということから、利用対象者を見直してまいりたいと考えております。

次に、(2)学校長期休業日の児童館早期開館でございます。26年度に施行を行い、27年度から4館で、9時半の開館時間前の朝8時から施設の一部を開放してまいりました。しかしながら、最も利用を多く見込んでいた夏休みは、学校での水泳指導やサマースクールといった活動に多くの児童が参加しております。利用者数はそのため伸びておりません。今後も利用増が望めないということもございますので、早期開館の時間については見直しをしてまいりたいと考えてございます。

項番2、変更案でございます。28年度の欄中、右側の太枠になりますが、アンダーラインの箇所が変更点でございます。

まずは、対象をこどもクラブの申請の有無によらず、就労家庭等で学校から直接児童館に来る必要があるお子さんといたします。

次に、学校休業日である土曜日や夏休みなどについては、一般の利用と同様に9時半からの利用といたします。ランドセル来館に登録していただいた児童については、下校後、直接児童館に来館することになることから、従前の授業と同じように学校と利用児童についての情報共有を図るほか、登録児童が来館しなかった場合などには保護者へ安否確認の連絡をするなどしてまいります。

項番3、今後のスケジュールでございます。来年2月の子育て支援特別委員会に報告した後に、関係者・保護者の皆様に周知を行い、4月より児童館全館でランドセル来館を実施してまいります。

ご説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、児童保育課のオについて、何か質問はございませんか。

事業者からの提案がない状況ですけれども、理由や今後好転する見込み、どんな状況なのかということをご紹介いただけますか。

○児童保育課長 この委員会でも何回かご報告をさせていただきましたが、やはり60人以上の規模の児童施設をつくる場合の建物、不動産が出てこないというのが最大の問題になってございます。現在のところ、事前協議としてご提案いただいている事業者がない状況が続いているということから、時期もずらさせていただきたいということになります。

○学務課長 こども園につきましても保育園と同様で、相談のない状況が続いております。こども園の29年度につきましては、こちらの資料にもお示ししたとおり、区営施設の区有地と活用について具体的な検討に入りたいと思っております。区有地をご用意してそこに提案があるかどうかということになってくるのかなと思っておりますのでございます。

○高森委員 都心部の特色かもしれないので、他区の様子も知りたいのですが、台東区は確かに不動産の問題もあると思いますが、一方で保育士の確保というものがあると思うんですね。国がこれを力強く推進をしたい気持ちはわかるんですけど、何となく限界にきている部分もあるのかなという気がします。今後、例えば区有地を活用できるとしても、そこにこの事業者が入ってくるかどうかは全体の動向を見ないとわからないと思うんですが、他区では同じような状況が出てきている場所はあるでしょうか。

○児童保育課長 23区の課長会でこの議案についてお話をさせていただいたことがあり、その状況ですとやはり一つの場所で大きな園をつくれないうことで、分園化を考える自治体、あるいは敷地はあるけれども規模的にもっと大きなものを建てたいのに人が集まらないということで提案がなかったりということで、各区によってその課題はさまざまになってございます。

特に、台東区と同じような悩みを抱えている中央区などは、小さな敷地で複数カ所という作戦変更ということもアイデアとしてお持ちだとお伺いはしています。

○高森委員 手を挙げる事業者は、いることはいそうですね。

○児童保育課長 やはり保育のニーズが高まっているのは全国的に、特に都心部はこれからの成長が見込めますので、参入したい事業者があるのは事実でございます。

○垣内委員長 区有地の活用について具体的検討とありますけれども、かなりのスピード感でやらないと、区有地を決めて、提案して、事業者が考えて、手配して、この28年度という相当スピード感が必要ですが、プロセスはどうお考えでしょうか。

○学務課長 検討している具体的な敷地がございます。今の時点ではお答えできないのですが、一応、29年4月という予定だったものを4月年度途中まで延ばさせていただければ、課題は幾つか挙がっていますけれども、その辺りをクリアして間に合うであろうというスケジュール感を持っているところでございます。

○樋口委員 康保会のこの予算を見れば、なかなか案件に参入できないというのが。

○垣内委員長 5,000万。

○樋口委員 プレハブ借上げでこれだけの資金。

○垣内委員長 借りるだけで。

○樋口委員 本当にこれ採算性考えたら大変だなと。

○垣内委員長 だから区有地なんですよ。

○樋口委員 区有地でもなかなか。採算性を考えたらなかなか入りにくいと思うんですね。そういう意味では公設民営化でいいと思うんですけど。

○庶務課長 民間事業者の参入がなかなか、物件の問題ですとか、保育士の確保等で非常に困難な状況にあるというのは台東区だけではなくて、都心の自治体全ての共通の悩みということです。そういう状況を鑑みれば国でも特区の制度を活用しまして、広い公園の中に保育所をつくっても良いというようなことを言い出しておりますし、それから、今の国の検討段階ではありますけれども、保育施設で保育士資格を持っていなくても教員の資格があれば保育に携わって良いということも検討しているようでございます。

そのことが果たして保育の質という観点から見ていいのかということはありませんけれども、国もそういう動きを見せておりますので、教育委員会としても活用できる仕組みが現実的に出てくれば、そういったものもフル活用して、保育施設等の確保を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○樋口委員 千代田区の情報センターの中に小学館の保育園があつて、その前が公園になっています。相当広い公園があつて、複合的に出れば候補者もあるかもしれませんが、なかなか難しいだろうと思うんですね。どのようにやるかというのはいろいろ考えなくてはいけないと思いますね。

○垣内委員長 他に何かございますか。

(なし)

○垣内委員長 次に、協議事項、児童保育課の力について、何かご質問はございませんか。

○高森委員 蔵前小とのすみ分けは大丈夫でしょうか。

○**児童保育課長** 蔵前小学校についての受け入れのための準備の工事を来年の4月からスタートさせていただきたいと考えてございます。現在、工事の内容について、やはりすみ分けをできるようにということで、4・5月の2カ月に関しましては、居ながら工事で、保育室よりも遠いところから工事を始めるですとか、音が出ないような工事から先に進めさせていただくなどの工夫をさせていただくことで現在調整をしております。

○**高森委員** 特に0歳児は、昼間の午睡もあり、睡眠時間の確保なども必要なのかなど。騒音等の配慮はお願いいたしたいと思います。

○**樋口委員** 私は工事現場を見に行って30分くらい居ましたが、かなり大きい音でしたがお隣などからは何も苦情などはなかったですね。完全に受け入れたということでしょうか。何よりだと思います。

○**垣内委員長** 他に何かございますか。

(なし)

○**垣内委員長** 次に、協議事項、児童保育課のキについて、何かご質問はございませんか。

○**高森委員** 事業計画を拝見すると経費がかかることが見込まれるのですが、プレハブの工事費などはこの額は妥当ですか。かなり高額な気もしますけれども。

○**児童保育課長** こちらの経費につきましては、プレハブだけでなく中に備えなければならぬ給食設備などを全て含んだ想定でございます。よって、それほど高額過ぎるものではないと認識しております。

また、康保会についても、法人としてこの改築について、かなり前から計画を立ててございます。そのための積み立て等を長年にわたってしているということで、資金計画上の問題はほぼないと考えてございます。

○**高森委員** 支払い能力はあるわけですね。

○**児童保育課長** はい。

○**高森委員** 裏面ですけれども、スケジュールの4月下旬で旧竜泉中学校の改修工事とありますが、この財源はどこから出るんですか。

○**児童保育課長** 現在、中学校の仕様になってございますので、一部保育の仕様に直さなければいけないものがございます。これは基本的には、建物を康保会に貸し出しますので康保会側で工事をしていただくことで考えてございます。

康保会は、今回の改築とそれに伴う仮園舎の費用については、特定財源、補助の対象になる事業となっておりますので、国、都からそれぞれ一定の割合で補助が出る予定でございます。

○**高森委員** 全額負担ではないわけですね。

○**児童保育課長** 全額負担ではございません。

○**高森委員** 区が全部負担するわけでもないわけですね。

○**児童保育課長** はい、さようでございます。

○**垣内委員長** これ使用が終わったら、また復旧工事をして戻すということになるんですし

ようか。

○**児童保育課長** その部分につきましても、実は区立保育園でこの後、大規模改修を考えている保育園が幾つかございます。こうしたところのこれからの10年の単位で施設保全計画を現在区のほうが考えてございますので、その種地としても使用していきたいと考えてございます。

○**垣内委員長** この改修は先方が補助金をもらって、それはそのまま引き継ぐ、承継ということになるんでしょうか。

○**児童保育課長** そのまま区有施設の利用が可能であれば、そのまま工事したものを残していただいて引き継ぐということを考えてございます。

○**垣内委員長** 他によろしいでしょうか。

(なし)

○**垣内委員長** 次に、協議事項、児童保育課のクについて、何かご質問はございませんか。

これは10分の10と、すごい助成ですから、しかもソフトですよ。要するに賃金アップしたらその分を見るという制度じゃないかと思うんですけど。これは27年もやっていたんですね。効果というか、どのくらいインパクトがあったのかとか、それなりに喜ばれたのか、その辺りはいかがなものでしょうか。

○**児童保育課長** これは社会福祉法人や赤十字が開設した保育園だけが受けられていた補助金でございました。これを東京都が年度途中で株式会社が経営する保育園にも拡張するというところでございますので、現在各区が補正予算を組んで第3回、第4回定例会で補正するところと、本区のように第1回定例会で補正をするところに分かれまして、これから事業展開をしていくものになってございます。これはかなり大きなインパクトになりますので、離職をさせないための、職歴が長くなればお給料が上がっていくというスキームづくりにつながるものと考えております。

○**垣内委員長** その分を見るという。

○**児童保育課長** はい。

○**垣内委員長** わかりました。

ほかに、よろしいですか。

(なし)

○**垣内委員長** 次に、協議事項、児童保育課のケについて、何かご質問はございませんか。

○**高森委員** 1ページの右下の28年度の欄の一番下の部分ですけれども、出欠確認など児童の安全管理を行うほかは同様とするということは、児童の安全管理は同様ではないということですか。

○**児童保育課長** 従来、児童館を一般利用されている方については、特に連絡のやりとりはしていなかったものでございます。

今回はランドセルを背負ったまま直接、学校から来館されるということになりますので、保護者の方とも連絡をとり合うということはプラスアルファのものとして実施していただ

きたいと思います。

実際27年度も、今利用されている6人の方については実際にしておりますので、引き続き実施していきたいと考えてございます。

○樋口委員 児童館を含めて子供の勉強を少し向上させるような参考書やその類のものを置いていただければと思います。今のままだと、教科書や参考書を持っていかないと自分の勉強ができないんですよね。辞典ぐらいは置いていただければ、自分で調べる気持ちも出てくると思います。

○児童保育課長 子供の施設については、図書の充実をかなり進めていただいております。児童館にも図書を整備させていただいております。問題集など、学習の助けになる資料については、運営している事業団ともお話をさせていただいて、さまざまな教材がございますので、どの辺りの教材なら置けるのかといったことも相談させていただきたいと思っております。

○末廣委員 こどもクラブに入れない待機児童を対象にしているということですよ。

○児童保育課長 はい。

○末廣委員 そうすると、こどもクラブは結構受け入れが多くなってきているということですか。利用者が非常に少なくなっているところですよ。

○児童保育課長 今年度はこどもクラブの待機児童に限って事業を実施いたしました。今年度は52人の待機児童がおりましたが、校内のこどもクラブを第1希望にされていらっしゃるご家庭が多くて、こちらのランドセル来館があっても実際に利用されないという方も多くございました。実際こどもクラブには定員がありますので、そもそも申込行為をしなかったご家庭も多かったように感じております。

そのため28年度は、そうした申込をしなくても直接児童館のほうに登録をしていただくことで、例えば定期的な利用だけでなく臨時的な利用もできるような対応を考えてございます。

○垣内委員長 使い勝手がよくなって、この児童館早期開館はやめるということですか。

○児童保育課長 はい。

○垣内委員長 他によろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、児童保育課のオカラケについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(4) 教育改革担当 コ

○垣内委員長 次に、教育長報告の協議事項、教育改革担当のコについて、教育改革担当課長、説明をお願いします。

○教育改革担当課長 それでは、協議事項のコ、学びのキャンパス台東アクションプラン（中間のまとめ）についてご説明申し上げます。資料10をご覧ください。

まず、1ページ目をご覧ください。と思います。

項番1、アクションプラン策定の目的でございます。0歳から15歳までの教育を一体的に推進するために策定した、「台東区学校教育ビジョン」の施策体系の施策目標、施策の方向等に基づき、推進計画として策定するものです。さまざまな事業展開を通じ、生きる力と確かな学力を身に付けた心豊かな子供を育み、文化や伝統、学校・家庭・地域の信頼と支え合いの中で、将来の台東区を担うひとづくりを推進する教育の実現を目的としております。

項番2、アクションプランの位置づけでございます。平成27年5月に策定されました「台東区教育大綱」の趣旨を踏まえ、本アクションプランは、学校教育ビジョン並びに生涯学習推進指針及び生涯学習推進プランと合わせて教育基本法第17条第2項に基づいて策定する、台東区の「教育振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけております。

項番3、計画期間でございます。平成28年度から30年度までの3年間とし、社会情勢の著しい変化や行財政制度の大幅な変更があった場合は、必要に応じて見直しを行うものとします。

項番4、2ページ目になります。「台東区教育大綱」とアクションプランに掲載予定の取組みとの関連でございます。資料4ページ～11ページに掲載されているアクションプランの体系別取組み一覧をご覧ください。と思います。

表の見方として、中央に網かけになっている部分が取組み名となっております。そしてその一番左側の数字が入っている部分が、台東区教育大綱の5項目のうち、どの項目が教育大綱の取組みに関連が深くなっているかということ、教育大綱との関連性を明らかにしたものです。

1ページをご覧ください。1ページの表紙の裏になりますけども、台東区教育大綱を載せさせていただいております。台東区教育大綱の本編では特にこの番号は特に入っておりませんが、今回はこの番号と取組み名を関連づけを明確化するために、便宜上、番号をつけているものです。それでその一覧表が、先ほど申しました左側の数字はこの大綱の何番に属するかというところを明示させていただいたものです。

一覧表の4～11ページの中を見ていただいて、次の教育大綱の番号の次のところには黒い星印が入っているものがあります。これは、現行のアクションプランでは記載のない新規の取組みを掲載したものでございます。

お手数ですが2ページにまたお戻りいただければと思います。

今まで述べたように、台東区教育大綱とアクションプランの取組みの関連性を図ったところ「温故創新とこころざし」では21項目、「自己実現と支え合い」では60項目、「教育に対する信頼と尊敬」では30項目、「心の豊かさと学びの環境づくり」では74項目、「絆と地域力」では66項目となりました。

項番5、現行アクションプランに掲載されている取組みに関する点検・評価の活用でございます。現行アクションプランで設定した計画目標の実績に対し、達成度、効率性、適切性の観点について、それぞれの所管課で点検・評価を実施しました。その結果、統合終了となった取組み以外で廃止とした取組みはなく、未達成の取組みを含め既存事業は事業手法等の見直しを行いながら、新たな事業計画としてアクションプランの策定を行いました。

項番6、新規取組みの掲載でございます。現行アクションプランの策定以降、社会情勢や教育環境の変化に対応した新規事業が必要となっておりまして、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた、体力向上やおもてなしの心をキーワードにした事業、子育て支援の充実、通学路の安全確保等、子供たちを取り巻く環境を安心・安全なものにする事業、いじめや不登校を未然に防ぐための取組みを充実させるための事業、特別支援教育の充実を図るための事業、環境教育の充実を図るための事業等、今回の策定において新規に実施する取組みはこの2ページ～3ページにかけて表にさせていただきました。

項番7、アクションプランの推進にあたってでございます。アクションプランの推進にあたっては点検・評価を行い、経済社会情勢の変化等に対応した実効性のある行動計画に努めてまいります。

また、学習指導要領の改正や、現在の教育課題に即した取組みを進め、各学校園の自主性や主体的な取組みを尊重しながら、各学校園を支援するとともに、関係する他の部課と相互に連携・協力を図り、本アクションプランの推進に努めてまいります。

今後の主な予定ですが、11月25日には政策会議、12月10日には区民文教委員会へ中間まとめの報告をいたします。12月から1月にかけてパブリックコメントを実施し、2月には最終案を報告させていただき予定でございます。

なお、中間のまとめの資料については、一つ一つの取組みについて、事業概要を示させていただきました。計画目標については、予算等の関連もありますので、最終案の中でお示しをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、10月29日の教育委員会では、このアクションプランに関する委員の皆様からのご意見をいただきました。ありがとうございます。それらの意見も反映をさせてこの中間のまとめを作成したところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 まず、一番大きなところとして、1ページ目のアクションプランの位置づけを見ますと、教育大綱の位置づけが学校教育ビジョン、生涯学習推進指針の上にきているということは、教育大綱のもとにそういうようなビジョンや指針、プランがあるということで位置づけられているとなると、4ページ以降の表に、これは本当であれば教育大綱の順に並べ直す必要があるのかと思うんですね。これだと、一番左端の大綱の番号だけ振ってあって、大綱が後づけになっているような、そんな印象を受けました。これをたたき台

につくったんで、これしか方法はないのかなとは思いますが、本来であれば大綱に基づいてこれを整理し直さなくては行けないのかなと。ところが、それをやってみたんですができなかつたです。これは技術的なのがいるとちょっと思いました。

そうしますと、もしこの表をこのまま使うとなると、大綱と一対一の構成になっているんですが、実は複合的に大綱と関わるものがたくさんあるわけですね。もしこの表を生かすのであれば、大綱をもう少し複合的に対象とさせる必要が出てくるような気がいたしました。大きな部分ではまずそこ。細かなものは後ほど。

○教育改革担当課長 前回のこの本委員会でも、委員の皆様から大綱との関連をとということで、意識してつくらせていただいたものです。高森委員のおっしゃるように、私もいろいろと整理していて、かなり複合的に関わっていることがあるとは感じております。ただ、どちらにウエートがあるかというところで示させていただいたものなので、またそのようなところもうまく大綱とリンクできるようにやっていきたいと思っております。

学校教育ビジョンが変わるので、その施策の体系をもとにということで、またリニューアルした形で、今回はこのようなまとめをさせていただいたということをご理解いただければと思います。

○垣内委員長 大綱も確かに重要なことですが、あまり複雑になって事務的に運用するのが難しくなったり作業が増えると、その効果があればいいんですけども、あまりない場合は主たる項目と連携しているとか、何かちょっと注をつけることによってこれで十分いけるのではないかという気もいたしますけれども。

実際、行政の継続性、特に教育の場合、継続性は非常に重要な部分ですので、そこはあまり深く厳密にやらなくても大丈夫なのかという感じもいたしますがいかがでしょうか。

もし何かあとさらに細かい点ございましたら。

○高森委員 細かな部分です。今度は本編のところになりますけれども、まず表記の仕方で誤解を生むのかなと思ったのが、例えば12ページの1-(1)-②、ここに項目のタイトルとして、「いじめ問題等情報提供システムの運用となっていて、その後には黒い括弧で、これ漢数字の一に見えちゃまずね。凡例が特にないので。これは該当する項目がないということもあるかと思えます。何かほかの工夫をしたほうがいいかなと、表記の部分で思いました。

それから、13ページの1-(2)-②のスマートフォンルール、新たな新規の事業としてここに組み込まれたわけですが、その理由の部分では、「いじめや犯罪被害につながる行為を未然に防止する方法」としか書いていないのですが、たしかスマートフォンのルールつくったときに、ほかにいろいろな弊害があるということで、例えば生活習慣の乱れ、学業不振、健康被害などがあるということももし加えることができれば、ここに盛り込んではいかがかなと思います。

そうすると、1-(2)の生命尊重の教育の推進よりも、14-(1)のほうに移行するような気がいたします。14-(1)は61ページですね。学校園と家庭との連携の重視のところの項目に当たるのかなと。ノーテレビデーの呼びかけなどですね。その辺りをまたご

検討いただければと思います。

それから、またちょっと表記の部分で、26ページになります。これはあくまでも、これからのプランということでしょうから、例えば4-(1)-③に「学習講座を実施しています」という現在進行形になっていますが、「実施します」にしたほうがいい気もします。していますとなると幾つかそういった現在進行形になっている部分があった場合は少し文章を直さなければいけないかなと思います。

それから、33ページの新規事業の5-(2)-⑥のオリンピック・パラリンピック教育の推進の部分で、この中身を読みますと、「区立小中学校の中から、未来に夢を抱き、互いを尊重し合い、世界平和に貢献しようとする豊かな国際感覚を」という文章がありますけれども、この「世界平和」という言葉ですね。平和という言葉の定義が非常に難しいので、平和に貢献しようとするとなると、大国が主張する平和が必ずしも世界の正義なのかというのがありますから、何をもって平和とするか曖昧な部分があるので、むしろ「世界に貢献」という言葉にしてしまっただろうかなと思います。平和を入れてしまうと何か平和に限定されてしまうような。オリンピックパラリンピックのような。

○樋口委員 ただ、オリンピックのほうがやっぱり理念が平和というのがあるので、書いていたほうがいいのではないですか。

○垣内委員長 多分このオリ・パラという教育推進校の何か目標、そういうものの中に入っているんじゃないですか。

○高森委員 そうすると、それはしようがないですね。

○垣内委員長 そこはちょっと確認してください。その後も出てくるんですよ。

○高森委員 次のところですね、同じように、34ページもありますね。

○教育改革担当課長 幾つかご意見いただきまして、まずは最初のマイナス表記について、これは、いい見方ができるような形のをまた工夫してまいりたいと思います。また、凡例等でも示したいと思います。

○樋口委員 全般を読んで、私はよくできていると思うし、わかりやすくまとまっているなという感じはいたします。

○垣内委員長 私も非常に充実した、なかなか新規を読み込むと立体的にイメージがつかめるものになっているなという感じがいたしましたが、1点だけ。

上野の山文化ゾーンの話ですが、一番最後の16-(2)-③学びのキャンパスプランニング。これはすごく重要なポイントだと思いますけれども、プランを作成すると書いてありますね。別にここに書き込むかどうか別ですけども、あれだけの文化施設があって、本物に触れることができる、これは全国的に見てもなかなかこれだけ恵まれた機会がある場所というのは、はっきり言ってないと思うんですね。上野に、今は独立法人化しましたけれども、博物館、東博があって、西洋美術館があって、それから都美があって、藝術院があるんですけど。こんなところはないと思うんですね。あと東文研とか藝大とか。藝大と東京都交響楽団はきちんと明示されていますけれども、ほかのところは区内の博物館・美術館

と書いてあるだけなので、あれだけの国費を投入して、はっきり言って国宝と重要文化財がてんこ盛りに集まっているようなところを、ここに書き込むかどうかは別として、できるだけ使っていただく。上野の山の博物館、ミュージアムの劇場も非常に新しい、将来のお客を獲得するというので、アウトリーチをすごく頑張っていますので、今はチャンスなんです。ここに書き込むかは別として、ぜひこのプランの中に入れてもらいたいというのが熱い思いです。

○和田教育長 実際、取り入れているんだから、入れてください。

○教育改革担当課長 この学びのキャンパスプランニングの事業自体も、これは本当に都内でも本当に台東区だけの、独自の、委員長がおっしゃったような形で、この地の利を生かしたいというところがありますので、ぜひそのプラン自体も年々増えて、最初のスタートは50プランくらいでしたが、それがもう今は3桁になるようなプランになっていますので、ぜひこのような形もPRできるような形で表現は工夫してまいりたいと思っています。

○樋口委員 1点、表記上の問題で。28ページと26ページ、「キッズ」が片仮名と平仮名になっています。

○高森委員 あえてではないんですか。

○事務局次長 主管課の事業名かもしれませんので、確認をいたします。

○垣内委員長 確認していただいて。意図的かもしれませんので。

○教育改革担当課長 これは確認をさせてください。

○末廣委員 新規の事業がありますよね。これは今までこの教育委員会、この会議やほかの場面でもいろいろと出てきていることを、きちんとまとめて、これだけ新しい取組みをしようということで非常に結構だと思います。

あとは、全体的によくまとまっているかと思います。これはこれからまた検討を重ねていくのですか。

○教育改革担当課長 中間のまとめは11月25日の政策会議と、12月10日の区民文教委員会に出させていただいて、その後パブリックコメントをとらせていただいて、また庁内で作業部会と策定の検討委員会を開いて、最終案を2月以降にお示しをするような形で進めてまいります。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、教育改革担当のコについては、協議どおり決定いたしたいと思っています。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

(6) 青少年・スポーツ課 シス

○垣内委員長 次に、青少年・スポーツ課のシ及びスについて、青少年・スポーツ課長、

説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、まず、シの台東リバーサイドスポーツセンター陸上競技場及び駐車場の使用許可申請についてご説明させていただきます。資料12をご覧ください。

本件は、東京都福祉保健局より、例年、山谷対策事業をこちらで実施しているものでございます。使用期間は、平成27年12月26日から12月30日までの5日間でございます。

使用目的といたしましては、山谷地域日雇い労働者の越年相談所として利用するためでございます。来所予定人員は、約300人ということでございます。

実際の相談ですが、相談日自体は12月29日に実施しますが、その準備設営ですとか、撤去・片づけ等でこの日程ということでございました。台東相談所では、受付・医療相談・福祉相談・宿泊相談を行うと伺っているところでございます。

全体の配置図、細かい予定表はこちらに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

次にスの、体育施設の事前使用承認についてでございます。こちらは平成27年度分と28年分あわせてご説明させていただきます。

まず、平成27年度使用分でございます。たなかスポーツプラザにつきまして、区民課より、清川地区町会連合会活動の会場として、全館の使用申請がございます。

次に、柳北スポーツプラザにつきまして、児童保育課より、浅草橋こどもクラブおともだち招待イベント及び浅草橋こどもイベント「さよなら会」の会場として、体育館の事前使用承認申請がございます。

また、保健サービス課より、「若返り体操」の会場として体育館の事前使用承認申請がございます。

次に、平成28年度分でございます。江戸川河川敷野球場につきまして、台東区軟式野球連盟より、平成28年度の年間優先利用枠についての申請が別紙のとおりでございます。荒川河川敷運動公園運動場につきまして、台東区少年軟式野球連盟、台東区サッカー連盟及び学務課より、平成28年度の年間優先利用枠についての申請がございます。

また台東リバーサイドスポーツセンター、たなかスポーツプラザ、柳北スポーツプラザ、温水プールにつきましても、28年度の年間優先利用枠についての申請が別紙のとおりでございます。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づく教育委員会のご協議をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。

説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、青少年・スポーツ課のシについて、何かご質問はございませんか。

○高森委員 原則は、山谷地域の住民の福祉の向上ですけれども、それ以外の地域の方はここには関わることはできないでしょうか。

○**青少年・スポーツ課長** こちらの事業は、山谷地域居住者に対する相談事業ということですので、こちらの台東相談所と荒川区にも荒川相談所がございます。そちらの2カ所で行うと伺っているところでございます。

○**末廣委員** この事業は大分前からやっていると思うんですが、これに集まる人たちというのは、昔に比べて結構増えていますか。

○**青少年・スポーツ課長** ここ数年は大体300名弱ぐらいで推移していると聞いておるところでございます。

○**生涯学習推進担当部長** 補足しますと、山谷地域の簡易宿泊所に泊まってる居住者が対象です。住民ではなく、年末年始の労働事情のため対策が必要な方々が対象です。山谷地域の宿泊所に入っている方が越年越冬ということで年を越すために別のところに宿泊所を都が設けまして、そこに一時移転してもらっているということです。

簡易宿泊所の人数が以前に比べてすごく減っています。生活保護を受給したり、高齢化が進み、若い人は簡易宿泊所を利用しなくなってきたりするので、今は300人程度ということで、かなり減ってきたということです。

○**垣内委員長** 資料12の別添資料の1ページ目、実施計画の1の(1)実施内容のところに、山谷地域居住者のうちという内容で対象者が書かれています。原則として生活保護受給者が抜かれていたり、いろいろな範囲で条件が決まっているようです。

○**高森委員** 目的のところに、山谷地域住民と書いてあるのは、原則居住者けれども、地域の住民を含むというのは少し違いますか。

○**生涯学習推進担当部長** 簡易宿泊所に住民票を置いている方も中にはいますが、あくまでも簡易宿泊所に宿泊して、そこから仕事へ行かれているというような方々です。

○**樋口委員** 一定の収入があった者、一定の所持金を持っている者の一定とはどのくらいですか。

○**垣内委員長** 東京都が、実施要項の中にいろいろ入っているのではとは思いますが、何かご説明ございますか。

○**青少年・スポーツ課長** 一定がどのくらいの金額かまでは把握しておりませんが、多くの方が泊まる場所がないので、この東京都の施設をあっせんするというタイプの事業でございますので、宿泊するくらいのお金がないということだと思うんですけど、金額の細かいところまでは把握しておりません。

○**垣内委員長** 生活困窮者ではあるということですね。他にはよろしいですか。

(なし)

○**垣内委員長** 次に協議事項、青少年・スポーツ課のスについて、何かご質問はございませんか。

○**末廣委員** 28年度も締め切っているということですか。

○**青少年・スポーツ課長** こちらは、事前使用承認ということで、優先利用枠ということ

で、公用、あとは体育団体等の団体の優先使用を認めています。そちらの利用枠の申請に関しましては現在締め切っているところでございます。

一般の方は体育館ですと4カ月前から、それ以外の施設ですと3カ月前から、たなかスポーツプラザや柳北スポーツプラザですと1カ月前からという形で利用の申し込みをしていただく形になります。

○高森委員 この一覧を見ますと、かなりの団体が利用を希望されていることがわかります。現段階の状況でどのくらいの稼働率になっていますか。

○青少年・スポーツ課長 この段階での稼働率は出しておりませんので、後日ご回答させていただきたいと思います。なるべく団体にも基本的には団体主催の大会ですとかと決まったもので、多くは青少年・スポーツ課で一般開放ですとか、初心者教室ですとかそういった事業を実施しているものがこの中では多く使わせていただいています。枠としてはとっておりますが、一般開放として区民の方にも開放するものであり、教室として区民の方にこれから申し込んでいただくというものです。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 それでは青少年・スポーツ課のシ及びスについては、協議どおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○垣内委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 アイ

○垣内委員長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、まず、ア「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についてご説明をさせていただきます。

10月分の区長への手紙でございます。教育委員会に対しては4件ございました。

まず、庶務課取扱分でございます。区立中学校の正門前で、お休みの日に露天で商いをしている人がいるということで、安全面や交通の妨げになるという観点から、所轄の警察署に働きかけてほしいという内容のものでございました。

次に、児童保育課取扱分が1件でございます。保育所の建設についてということで、現在建設を進めております浅草橋一丁目の認可保育園について、お隣の方から安全性の問題や、これまで使用していた施設との関係など幾つかのご質問をいただいております。

次のページをご覧ください。

青少年・スポーツ課取扱分が1件でございます。清島温水プールの開放時間についてお

問い合わせをいただいております。水曜日に保健所が利用しておりますけれども、時間等の変更ができないかということで、団体としての利用を制限するようなことを考えてほしいという内容でございます。

次に、中央図書館取扱分が1件でございます。こちらにつきましては、中央図書館へ書籍を寄贈したが、その取扱いについてのお問い合わせでございます。回答につきましては、資料をご参照いただければと存じます。

次に、イ、後援名義の使用についてでございます。資料は15をご覧ください。

いずれも継続分でございます。3件でございます。

まず、庶務課取扱分が2件でございます。まず、台東区芸術文化財団が主催いたします、「平成28年度の奏楽堂日本歌曲コンクール」でございます。

2件目が、東京大空襲犠牲者追悼・記念資料展実行委員会が実施をいたします、「被災71周年東京大空襲資料展」でございます。

続きまして、青少年・スポーツ課取扱分でございます。主催が台東区青少年委員協議会でございます。事業名が、「親子ふしぎ発見塾—科学で遊ぼう—」でございます。

いずれも従来からの継続分ということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。庶務課のア、イのご説明は以上です。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のアについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 区立中学校正門前で行われている露天商、少なくとも私は見たことがないですね。

○庶務課長 正門の路上に学校がお休みで正門が閉まっているときに屋台のような形態のものを広げているということです。そうしますと当然道路のほうにもはみ出したりしますので、安全面からも、また学校は休みの日であっても災害が起これば避難場所にもなっていますので、そういった観点からも、警察署に働きかけてほしいというご意見です。

○樋口委員 そういうことなら見ないとなりませんね。

○垣内委員長 よろしいでしょうか。

(なし)

○垣内委員長 次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承願います。

(2) 学務課 ウエ

○垣内委員長 次に学務課のウ及びエについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、平成27年度学校保健関係表彰についてご報告をいたします。資料16をご覧ください。

本年度の学校保健関係における文部科学大臣表彰外2件の表彰が決まりましたのでご報

告するものでございます。

まず、項番1、文部科学大臣表彰でございます。受賞者は東泉小学校、学校薬剤師、笹木信行先生でございます。表彰式は本年12月3日の全国学校保健・安全研究大会において行われる予定でございます。

次に、項番2、東京都功労者表彰でございます。受賞者は東浅草小学校、学校歯科医、久保和彦先生でございます。なお、表彰式は10月1日に既に実施されております。

次に、項番3、東京都教育委員会表彰でございます。受賞者は資料のとおり4名の方が受賞されております。表彰式は12月15日、都庁において実施される予定でございます。

なお、各表彰につきましては、台東区学校保健会理事会における選考委員会において候補者を選考し推薦をさせていただいております。

1点目の報告は以上でございます。

続きまして、平成28年度区立幼稚園及び区立こども園の申込状況についてご説明をいたします。資料は17でございます。

区立幼稚園及び区立認定こども園、短時間保育につきましては、去る11月12日及び13日の2日間で28年度入園の申込受付を実施いたしました。本日はその申込状況及び今後の予定についてご報告するものでございます。

まず、資料項番1、区立幼稚園でございます。資料の表は各クラス別に募集人数と応募人数をお示ししております。募集人数につきましては、あらかじめきょうだい優先枠を除いた数となっております。

結果といたしましては、まず3歳児では全体で228人の募集に対し173人の応募がございまして前年比10人の減でございました。4歳児は53人の募集に対し12人の応募で前年比6人の減。5歳児は80人に対し応募はなく、これは昨年と同様でございました。このうち募集人数を超えた園は、3歳児につきましては、大正、富士の2園、4歳児につきましては、清島の1園となっております。後ほど今後の予定についてご案内いたしますが、11月24日に該当園におきまして、保護者立ち合いのもと公開で抽せんを実施いたします。

資料の裏面をご覧ください。

次に、項番2、区立認定こども園、短時間保育でございます。結果といたしまして、まず3歳児では、全体では52人の募集に対し113人の応募で前年比33人の増でございました。4歳児は5人の募集に対し5人の応募で前年比12人の減、5歳児は3人に対し1人という結果で前年比1名の増でございました。このうち募集人数を超えた園は、3歳児につきましては、ことぶき、たいとうの2園、4歳児につきましては、ことぶきの1園となっております。これらの園につきましては、幼稚園と同様に11月24日に抽せんを実施いたします。

なお、区立認定こども園の長時間保育については、保育所と同じスケジュールで手続を行っております。

次に、項番3の今後の予定でございます。先ほど申し上げましたとおり、12月24日に一次抽せん、その結果いかんによっては二次抽せんを実施する場合もございます。その後の

スケジュールは資料のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、学務課のウについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 次に、報告事項、学務課のエについて、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 根岸幼稚園の応募状況は深刻に受け止めなくてはいけないと思いますね。募集人員43に対してこれだけの人数というのは、原因を探らないといけないと思います。

○高森委員 まだ途中の報告ですけれども、全体としては大分バランスがよくとれてきたのかなと思いますね。根岸はたまたま現段階では少ないですが、恐らく大正も抽せんがありますし、たいとうも抽せんがある。おそらくたいとうこども園に随分と流れたなと予測をしています。いずれにしても、抽せんでもし入れなかった場合は根岸に戻ってくる可能性もあります。そうすると逆に今度は根岸の定員がいっぱいで、2クラス必要になるくらい定員増が考えられます。今この段階では何とも言えないと思います。

ただやはり、こども園の魅力は随分とあるということは、この表からわかります。

○学務課長 今年9月1日現在の就学前の人口で比べて、今の3歳児と新3歳児、こちらを比較しますと、外国人を含めて約90名増えております。これまでの応募状況等を勘案すると、おそらく応募は20名程度増えるのかなという予測を持っておりました。このため、根岸幼稚園につきましては、2クラス編成という形での43名の対応とさせていただいたのですが、結果としては、幼稚園は10名減、こども園が逆に33名増ということで、差し引き23の増ということで大方の予測数値とは合ってはいますが、先ほど高森委員からお話がありましたとおり、こども園に大きく流れたかなというような状況は見てとれるかなと思います。

ことぶきこども園もたいとうこども園も大幅にオーバーしており、この方たちが今後どういう動向になるか。おそらく、たいとうこども園は根岸幼稚園のほうに来るかなという予測は、担当として持っているところでございます。

○高森委員 保護者の就労の状況が随分と変わってきて、どうしてもお子さんをこども園、長時間預けられるところの人气が高まってくるかと思うんですね。幼稚園は短時間ですからね。

○和田教育長 今もご指摘ありましたけど、むしろ全体を見た場合に、これはもう毎年の傾向としてやむを得ないのもあるかと思いますが、4歳児、5歳児で募集数に対して、今年の場合は5歳児は全くゼロ、全体の定員で80の余剰があるということになります。

4歳児、5歳児の定員のあり方、募集のあり方について所管としては今どういう見方をしていますか。

○学務課長 3歳児でお入りになって、5歳児の間に途中で転出されて、当然退園される方もいらっしゃるし、3歳児についてはほぼいっぱいに入っているという状況もございまして、なかなか5歳児だけを減らす、あるいは募集の仕方を考えるのかということ、なか

なかそれも難しい部分がございます。

ただ、5歳児の定員がある分、4歳児との間での定員の融通がある程度きくことになりま
すので、現状としてはこの形を維持せざるを得ないと担当としては考えているところでご
ざいます。

○高森委員 5歳児の枠は確かにあいてはいますが、恐らく4歳児、5歳児、途中から
入園を希望する方は少ないと思うんですね。やはりもう3歳児のときに入れなければ私立
のほうに移ってしまう人もいますし、こども園が空いていればこども園にという方も多い
でしょうから、なかなか途中から入ってくるということは現実としてないと思います。転
校してくるとか、転園してくるといふこと以外には少ないかと思えます。

○樋口委員 戦略として、こども園を設置して大変人気がありました。その抽せんの結果
で区立幼稚園が受け入れられるかもしれないというのは、何とも区立幼稚園にとっては情
けない話で、今後は積極的に生徒をとりに行くような工夫をされるべきことであろうかと
思います。

○学務課長 今回、特に3歳児は10名減って、こども園に大きく流れているという状況は
確かにございます。引き続き幼稚園教育をしっかり発信していくということは、常にやっ
ていかなきゃいけないことだろうとは担当としても認識はさせていただいているところで
ございます。

○高森委員 根岸のクラス編成は28年度はどのように考えていますか。

○学務課長 現在、3歳が1クラス、4歳が2クラス、5歳が1クラスでございますので、来年
度につきましては5歳が2クラスになります。4歳は1クラス、3歳は今回の募集状況、今後
の二次等の動向を踏まえて、2クラスまでは対応はできる体制をとっているというところ
でございます。

○高森委員 つまりこの18というのは2で割れば1クラス9人当たりの募集ですね。

○樋口委員 教員が持てる範囲で9人ということでしょう。

○和田教育長 子供たちの数に対して多いということですか。

○樋口委員 教員が加配されている。

○和田教育長 定員がいっぱいになって初めて今の体制でちょうどということになります。

○樋口委員 そうすると、定員に満たなければ余るわけですか。

○高森委員 いずれにしても、子供1人でも教員を必ずつけますよね。保護者のニーズを
考えると、公立幼稚園の教育を希望する方たちは多いですが、ニーズは必ずしもそこだけ
ではない。今は就労の状況がありますからね。

○樋口委員 それならやはり区民のニーズに合わせて保育・幼稚園の姿勢を変えてかない
とよくないと思うんですね。ところがやろうとすると反対が来るわけですね。だから、
そのところはここの状況をしっかり把握して、最適な予算の使い方、教育費の使い方が
あると思っております。そのままじゃいかんと思います。

○垣内委員長 議論が白熱しておりますけれども、ここには論点が幾つかあって、幼稚園

とこども園の役割分担をどう考えるかというところと、それから、予算の課題と、それから住民ニーズという。公教育の場合、マーケットベースで動くということだけではないので、その辺りの仕分けがある程度、区の中であると思われまます。

つまり、区立の幼稚園はこういうサービスを提供せざるを得ないと、それを提供していくことが役割であるという部分があるのではないかと推測されますので、各年度、多少の変動があっても、一定程度の人員配置というのは必要になってくる部分も許容される必要があるのではという感じもいたしますが。

この辺りにつきましては、事務局でも既にある程度のお考えを、こども園をつくる際にお持ちであったらと思うので、この辺りも含めてどういう仕分けになっているのかということをご説明いただいたほうがよろしいのではと思われまますが、いかがでしょうか。

○学務課長 そもそもこども園の発端は、各委員もご存じのことと思いますが、石浜橋場こども園で、施設がたまたま隣り合っていたというところと、当時から幼保一体化あるいは幼保一元化、幼児総合園といったご意見等が出されていたという状況がございまして、モデル的に始めたというのがスタートでございます。その上で、認定こども園法等整備された以降もことぶきこども園を開設しました。こちらについては、公設で民営としたというところも一つ大きなポイントではあったらと思っております。

こども園の大きなあり方としては、今のたいとうこども園もそうですが、特に待機児童対策という点もちろんありますし、かつ幼稚園教育的な部分の、いわゆるこども園で言いますと短時間保育の部分、こちらを両方兼ね備える施設として今後、台東区の教育委員会としては整備をしていこうという大きな方針を先日の台東区の次世代育成支援計画の中でも示させていただいたというところがございます。

その間、幼稚園の役割とは何かと考えたときに、やはり公教育を求める割合は一定以上いらっしやいますので、その辺りはニーズ調査等でもやはり幼稚園教育を求めるというニーズは明らかに出ております。このニーズをどう支えていくかという考え方の中で、これまでは私立と公立がお互い切磋琢磨、車輪の両輪として、しっかり子供たちの教育を支えていこうということでこれまで進めてきました。基本的にはこの方針は、現時点で大きくということは担当としては考えてはおりませんが、今後の公教育のあり方、そういったところで議論等になってくるのであれば、当然、幼稚園の役割についても区としては考えていかななくてはいけないということになるだろうとは認識はしております。

ただ、今回の応募状況につきましても、人口増に対応するというところで、こちらとしては一応、受け皿についてはある程度の用意はできたというところではございます。確かに保護者のニーズというのがどこまでかというところは、今後4月までの間に大体15、16人は辞退をされる方もいらっしやいますので、その辺りの詳細なニーズまではつかみ切れなところはございますけれども、今後もそういった動向等はしっかり見ながら、公教育・幼稚園教育を発信すべきところはしっかり発信して、その辺りは私立幼稚園ともしっかり

連携をしながら進めていきたいというのが今の時点での担当としての考えでございます。

○高森委員 樋口委員から、公立幼稚園はもっとアグレッシブに、園児をとりにかかきやとおっしゃってましたけれど、今の私立幼稚園とのバランスもありますし、また、公立の部分は非常に受け身なところがどうしてもあって、なかなか難しいですね。受け皿はあけておくけれども、やはり中の園児の移動についてはなかなか積極的に働きかけられないという非常にもどかしいところがあります。

○垣内委員長 恐らく区立はセーフティネットなんですよ。

○樋口委員 それを前提で私は話してるつもりです。抽せんで、倍の応募者があって、外れた人の問題です。外れた人は子供が、要するに質の悪いところに行くというイメージを与えるとすると、区の教育としては失敗だろうと思うんですよ。それは私立同士なら仕方がないってなりますけれど、区で一定の税金を払っている人たちが区の運営しているところに希望したけど行けなかったからこっちですよ、それも同じ区の幼稚園の管理の中で違うというのは、やはり私立とは私は違うのは当たり前だと思うんですけど、一定の中でこれだけ応募があるという、同じ短時間保育ですから、そのところにおいては、やっぱり区立の幼稚園は少し努力をしないといけないと私は思うわけです。

○高森委員 決して安住してはいけませんね。それから、進歩をしないわけではないと思いますけれども。

○樋口委員 以前、幼稚園の先生方と話をしたときに彼らには言いましたけど、やっぱり幼稚園の運営もこれまでどおりではなく、努力が必要じゃないですかという話はしたことがあります。これだけ差がつくとある一定の努力は必要で、これだけ差をつけられるのはいかななものかと私は思っているわけです。

○垣内委員長 課題のあるということを十分に認識していただき、今後も検討を続けていただくということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○垣内委員長 それでは、学務課のウ及びエについては、報告どおり了承願います。

(3) 青少年・スポーツ課 オ

○垣内委員長 次に、青少年・スポーツ課のオについて、青少年・スポーツ課長、報告をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 それでは、平成28年「台東区新成人を祝う会」実施概要についてご説明させていただきます。資料18をご覧ください。

今年の新成人を祝う会は、平成28年1月11日の月曜日、午前10時半から11時40分ごろまで、台東区浅草公会堂にて行う予定でございます。今年の対象者は平成7年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた区内在住の方で、現在は区内に1,442名の方がいらっしゃいます。

プログラムにつきましては、例年どおり、初めに記念式典を行います。

次に講演でございますけれども、サッカー元日本代表の北澤豪さんをゲストに迎え、記念講演を行っていただく予定となっております。

また、台東区新成人を祝う会実行委員会の委員が編集作成いたしました中学校の恩師からのビデオレターも上映する予定でございます。

また、当日新成人に配る記念品は慶弔両用のふくさということになってございます。

説明は以上でございます。

○垣内委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○垣内委員長 それでは、青少年・スポーツ課のオについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○垣内委員長 その他、何かございますか。

(なし)

○垣内委員長 以上をもちまして、本日予定されている議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後5時42分 閉会